

小田原市防災会議 次第

日時：令和 8 年 7 月 6 日（月）
10 時 00 分から
場所：生涯学習センターけやき
2 階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（１）協議事項

ア 小田原市地域防災計画の改正案について……………（資料 1）

（２）報告事項

ア 地区防災計画について……………（資料 2）

（３）意見交換

ア 災害時の対応について

（４）その他

4 閉 会

小田原市地域防災計画の改定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市地域防災計画
政策等の案の公表の日	令和8年1月15日（木）
意見提出期間	令和8年1月15日（木）から令和8年2月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、防災対策課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	12件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	2
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	6
C	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

(1) 地震災害対策計画に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	災害関連死を削減するため、段ボールベッドの備蓄やマンホールトイレの整備を進め、避難所の環境改善と被災者支援を図るべき。	B	改正案(新旧対照表 P8・9)で、避難所の生活環境の整備を記載しています。 また、段ボールベッド等の備蓄やマンホールトイレの整備等については、別途、個別計画で定めています。
2	被災者支援台帳の整備など、避難者情報を適切に収集・活用できる基盤を整備し、支援の効率化を目指すべき。	B	改正案(新旧対照表 P8・9)で、避難者数等の避難所情報についての状況把握等、記載しています。
3	避難所外の避難者も把握し、支援体制を構築して物資や情報の配布を行うべき。広域避難所の運営を見直してはどうか。	B	改正案(新旧対照表 P9)で、避難所以外の場所に滞在する被災者への支援体制について、記載しています。
4	P48 第5節 第2追記部分「福祉サービス等の提供」以降を下記のとおり変更。 福祉サービス等の提供が出来るように、福祉関係者との連携の強化を図ります。	C	ご意見として承ります。
5	P50 第12追記部分を下記のとおり変更。 広域避難所に滞在できない被災者の状況を把握し必要な物資・情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制を整備する。	A	いただいたご意見を参考に、 第12 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援体制 「広域避難所に滞在することができない被災者についても、情報を把握するとともに、被災者に対して必要な生活必需品等の物資や情報、保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制の整備を図ります」に修正いたします。

6	P100 第3節 第3 2 (1)初動期(1日～3日) キ (ア)「校舎等の水洗トイレが」以降を下記のとおり変更。 使用できるか確認し、市災害対策本部へ報告します。	D	まずは災害対策本部で、上下水道局へ下水道管の確認をします。
7	P165 南海トラフ地震臨時情報(調査中)と P171 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)にそれぞれ記載のある、「小田原市防災対策連絡会の開催」の説明文について、整合性を取るべき。	A	ご意見を反映し、P165 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 小田原市防災対策連絡会の開催について、 「市は、非常配備体制のうち、準備体制をとり、対応に係る職員は必要に応じて緊急参集します。 市は、小田原市防災対策連絡会(南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表前に、市内で発生した地震や相模湾・三浦半島に発表された津波警報等に基づき、災害対策本部が設置されている場合は、災害対策本部会議)を開催し、発表情報及び今後の対応について伝達・確認し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に備えた準備行動をとるとともに、関係機関等との情報受伝達体制の確保を図ります。」に修正いたします。

(2) 火山災害対策に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	富士山噴火時の降灰対策について、ライフラインの停止や自動車の運行不能を考慮し、事前に住民への啓蒙を実施すべき。 火山灰の扱いで注意すること（水で固まるため、排水溝、川、海に捨てない） ・家の中への侵入を防ぐ（換気扇・空調を動かさない） ・火山灰は厚手のビニール袋に入れてゴミステーションに出す ・降灰により木造家屋が倒壊する事もある（屋根の灰の除去が必要） ・備蓄品の推奨（マスク、防塵ゴーグル、帽子、レインコート等）	B	改正案（特殊災害対策計画（火山災害対策）P271）に記載しています。
2	P272 5 避難対策 （２）避難所の確保 「爆発的噴火の場合、火山灰の影響で広域避難所の屋内運動場（体育館）は支点間が長く脆弱であるため、使用できないことが予想され、検討が必要です。」 とあるが、避難指示が発出された時に住民はどこへ避難するのか。	B	改正案 P272 にあるとおり、溶岩流流入の場合は、溶岩流流入予想地域以外の小・中学校の体育館及び校庭です。 火山灰の降灰の場合は、広域避難所の学校の校舎内です。

3	P271 第2 3 (3)木造家屋の損壊・倒壊対策 アについて、倒壊家屋の住民へ対し、降灰の状況でどのように避難指示が発出可能ですか。	B	記載の避難指示基準に従って発出します。
4	P274 第2 11 (3)火山灰(小さな噴石を含む)処分の検討 最初に下記の文章を追加。 火山灰は産業廃棄物でなく土砂として処分されるべきで、個人の住宅や各施設でそれぞれ降灰作業を行う。	C	ご意見として承ります。

(3) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	要配慮者の個別避難計画作成が進んでいないため、福祉部門と防災部門の連携が必要。作成の支援者を募るなどして、計画作成を推進してはどうか。	C	ご意見として承ります。

小田原市地域防災計画の改正案について

1 改正の背景

小田原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）について、災害対策基本法の一部改正に伴う、国の防災基本計画や県の地域防災計画等の改正及び近年の防災施策の推進等を踏まえ、改正を行う。

2 主な改正内容

ア 国防災基本計画の改正（R7. 7）を踏まえた改正

（ア）避難所における、状況把握や福祉サービスの提供等、生活環境の整備について記載

（新旧対照表 P 8・9）

（イ）避難所以外の場所に滞在する被災者への支援について記載

（新旧対照表 P 9）

イ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（R7. 7）を踏まえた改正

（ア）南海トラフ巨大地震発生確率の修正

（新旧対照表 P 2）

（イ）県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の更新

（新旧対照表 P27）

（ウ）南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン名の修正と気象庁が発表する南海トラフ臨時情報の修正

（新旧対照表 P28・29）

ウ 県地震被害想定調査報告書（R7. 3）を踏まえた改正

（ア）市内の被害想定調査結果一覧の更新

（新旧対照表 P 3）

（イ）市内の津波による被害の更新

（新旧対照表 P 3）

エ 津波避難対策についての改正

（ア）避難対象区域の追加

（新旧対照表 P24）

（イ）遠隔地での地震発生に伴う津波避難対策の追加

（新旧対照表 P25）

オ 新たな防災気象情報に伴う改正

（ア）風水害対策計画にある防災気象情報の名称・種類の更新

（新旧対照表 P 5・23・32～37）

（イ）職員の配備体制の修正

（新旧対照表 P32～34）

カ 市の防災施策の推進状況等を踏まえた改正

- (ア) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者対策について修正

(新旧対照表 P10・11・36)

- (イ) 火山災害対策における避難対策の修正

(新旧対照表 P38・39)

- (ウ) 火山災害対策における文教対策の修正

(新旧対照表 P39)

- (エ) 小田原市火災予防条例の改正による修正

(新旧対照表 P43)

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
5	第1編 地震災害対策計画 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第2節 市の自然的、社会的条件 3 交通 (1) 公共交通機関 市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、<u>鴨宮駅</u>、国府津駅<u>から市内各地に向けて</u>、4つのバス会社が<u>運行</u>しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。	第1編 地震災害対策計画 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第2節 市の自然的、社会的条件 3 交通 (1) 公共交通機関 市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、<u>小田原駅、国府津駅を中心として</u>、4つのバス会社が事業を<u>展開</u>しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。	鴨宮駅を追記し表現を修正 【地域交通課】
7	第3節 地震被害の想定 市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。 県では、<u>令和5年度から6年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(令和7年3月)</u>」から抜粋して示します。 なお、想定には一定の限界があることに留意<u>するとともに、同時</u>	第3節 地震被害の想定 市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。 県では、<u>平成25年度から26年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(平成27年3月)</u>」から抜粋して示します。 なお、想定には一定の限界があることに<u>留意します。</u>とりわけ、	県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】 複合災害の追記

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等												
8	<u>又は連続して複数の災害が発生する複合災害により事態が深刻化することを想定しておく必要があります。</u>とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることに留意します。 第 1 想定地震 (2) 想定地震 表 想定地震の一覧 <table><tr><th>想定地震</th><th>説 明</th></tr><tr><td>南海トラフ巨大地震</td><td>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90%以上または 20～50 パーセント</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。 <u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></td></tr><tr><td>(参考) 元禄型関東地震</td><td>相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5 の地震です。「首都</td></tr></table>	想定地震	説 明	南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90%以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。 <u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u>	(参考) 元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5 の地震です。「首都	津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることに留意します。 第 1 想定地震 (2) 想定地震 表 想定地震の一覧 <table><tr><th>想定地震</th><th>説 明</th></tr><tr><td>南海トラフ巨大地震</td><td>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</td></tr><tr><td>(参考) 元禄型関東地震</td><td>相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5 の地震です。「首都</td></tr></table>	想定地震	説 明	南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。	(参考) 元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5 の地震です。「首都	【防災対策課】 国地震調査委員会による 【防災対策課】
想定地震	説 明														
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90%以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。 <u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u>														
(参考) 元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5 の地震です。「首都														
想定地震	説 明														
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。														
(参考) 元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5 の地震です。「首都														

頁	改正後													改正前													修正理由・意見提出課等																																																																																																																																				
				直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。													直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。 <u>30年以内の発生確率はほぼ0から6%です。</u>																																																																																																																																														
11	第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙1のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(令和7年3月)</u>													第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙1のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(平成27年3月)</u>													県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】																																																																																																																																				
12	第3 津波による被害想定結果 1 津波による被害 表 市内の津波による被害													第3 津波による被害想定結果 1 津波による被害 表 市内の津波による被害													県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】																																																																																																																																				
<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">地震想定 項目</th><th rowspan="2">東海 地震</th><th rowspan="2">大正型 関東 地震</th><th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震</th><th rowspan="2">三浦半 島断層 群の 地震</th><th rowspan="2">都心南 部直下 地震</th><th rowspan="2">神奈川 県西部 地震</th><th rowspan="2">南海 トラフ 巨大 地震</th><th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震</th><th rowspan="2">(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデル)</th><th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th><th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th></tr><tr></tr><tr><td rowspan="3">津波 被害</td><td>人的 被害</td><td>死者数(人)</td><td>*</td><td>240</td><td>二</td><td>0</td><td>0</td><td>20</td><td>*</td><td>370</td><td>1,640</td><td>70</td><td>*</td></tr><tr><td rowspan="2">建物 被害</td><td>全壊棟数(棟)</td><td>20</td><td>220</td><td>380</td><td>*</td><td>*</td><td>20</td><td>20</td><td>330</td><td>790</td><td>190</td><td>10</td></tr><tr><td>半壊棟数(棟)</td><td>110</td><td>210</td><td>250</td><td>*</td><td>*</td><td>100</td><td>130</td><td>190</td><td>1,130</td><td>220</td><td>90</td></tr></table> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>令和7年3月</u>																											地震想定 項目			東海 地震	大正型 関東 地震	(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	津波 被害	人的 被害	死者数(人)	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10	半壊棟数(棟)	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90	<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">地震想定 項目</th><th rowspan="2">東海 地震</th><th rowspan="2">大正型 関東 地震</th><th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震</th><th rowspan="2">三浦半 島断層 群の 地震</th><th rowspan="2">都心南 部直下 地震</th><th rowspan="2">神奈川 県西部 地震</th><th rowspan="2">南海 トラフ 巨大 地震</th><th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震</th><th rowspan="2">(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデル)</th><th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th><th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th></tr><tr></tr><tr><td rowspan="3">津波 被害</td><td>人的 被害</td><td>死者数(人)</td><td>*</td><td>800</td><td>1,730</td><td>-</td><td>-</td><td>70</td><td>*</td><td>1,410</td><td>3,670</td><td>70</td><td>*</td></tr><tr><td rowspan="2">建物 被害</td><td>全壊棟数(棟)</td><td>20</td><td>410</td><td>810</td><td>0</td><td>-</td><td>40</td><td>30</td><td>680</td><td>1,680</td><td>330</td><td>20</td></tr><tr><td>半壊棟数(棟)</td><td>270</td><td>410</td><td>380</td><td>0</td><td>-</td><td>230</td><td>300</td><td>320</td><td>1,490</td><td>460</td><td>200</td></tr></table> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>平成27年3月</u>																											地震想定 項目			東海 地震	大正型 関東 地震	(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	津波 被害	人的 被害	死者数(人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20	半壊棟数(棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200
地震想定 項目			東海 地震	大正型 関東 地震	(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震																																																																																																																																																		
津波 被害	人的 被害	死者数(人)	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*																																																																																																																																																		
	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10																																																																																																																																																		
		半壊棟数(棟)	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90																																																																																																																																																		
地震想定 項目			東海 地震	大正型 関東 地震	(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 一松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震																																																																																																																																																		
津波 被害	人的 被害	死者数(人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*																																																																																																																																																		
	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20																																																																																																																																																		
		半壊棟数(棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200																																																																																																																																																		

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
20	第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 <u>(15) 関東管区行政評価局</u> <u>ア 災害時生活支援情報の提供</u> <u>イ 被災者からの相談に対応する特別行政相談活動の展開</u>	第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 <u>(追加)</u>	総務省通知による 【防災対策課】
20	4 指定公共機関 (1) 電信電話機関 (<u>NTT東日本(株)</u> 神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)	4 指定公共機関 (1) 電信電話機関 (<u>東日本電信電話(株)</u> 神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)	社名等変更 【防災対策課】
22	5 指定地方公共機関等 (1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>(株)小田急箱根</u>、伊豆箱根鉄道(株)) (略) (2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急モビリティ(株)</u>)	5 指定地方公共機関等 (1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>箱根登山鉄道(株)</u>、伊豆箱根鉄道(株)) (略) (2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急湘南バス(株)</u>)	社名等変更 【地域交通課】
30	第2章 都市の安全性の向上 第4節 津波対策 第4 要配慮者の津波避難対策（ソフト対策） 2 個別避難計画の<u>作成</u> 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を	第2章 都市の安全性の向上 第4節 津波対策 第4 要配慮者の津波避難対策（ソフト対策） 2 個別避難計画の<u>策定</u> 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を	県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わせた表現の修正 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
32	参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>作成</u>に努めます。(略) 第5節 土砂災害対策 第2 警戒避難体制の整備 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するために、<u>国土交通省水管理・国土保全局と気象庁が発表する土砂災害に係る防災気象情報</u>のほかに、パトロールや市民からの通報等を収集し、必要に応じて警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保を発令します。	参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>策定</u>に努めます。(略) 第5節 土砂災害対策 第2 警戒避難体制の整備 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するために、<u>県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報</u>のほかに、パトロールや市民からの通報等を収集し、必要に応じて警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保を発令します。	新たな防災気象情報による
33	第6節 ライフラインの安全対策 第1 上水道 市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家発電設備等の設置を推進します。 管路については、<u>被災時に破損等による影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化</u>するとともに、適切な維持管理に努めます。	第6節 ライフラインの安全対策 第1 上水道 市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家発電設備等の設置を推進します。 管路については、<u>耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、</u>適切な維持管理に努めます。	基幹管路を優先とする表現に改める 【水道整備課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
33	第 5 通信サービス 通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。 また、輻輳対策として、<u>NTT東日本(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル (171)」「災害用伝言版 (web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。	第 5 通信サービス 通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。 また、輻輳対策として、<u>東日本電信電話(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル (171)」「災害用伝言版 (web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。	社名等変更 【防災対策課】
37	第 9 節 建築物の安全確保対策 第 2 既存建築物の耐震性の強化 既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な推進を図ることが肝要です。 市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画</u>」に基づき、<u>現行の</u>耐震設計基準によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。 (略) エ <u>耐震診断費補助、耐震改修費補助事業及び除却工事費補助事業</u>を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。<u>また、新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進にも取り組みます。</u>	第 9 節 建築物の安全確保対策 第 2 既存建築物の耐震性の強化 既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な推進を図ることが肝要です。 市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画 (令和 4 年 3 月)</u>」に基づき、<u>昭和 56 年以前に</u>新耐震設計基準によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。 (略) エ <u>木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進するとともに、除却工事費についても支援します。</u>	小田原市耐震改修促進計画の改定による 【建築指導課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
38	第3 既存建築物等の防災対策の推進 6 空き家対策 空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、空き家化の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進に <u>必要な措置を講じます。</u>	第3 既存建築物等の防災対策の推進 6 空き家対策 空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、 <u>空き家</u> の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進により <u>空き家の削減に努めます。</u>	文言の修正 【都市政策課】
39	第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充 第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実 3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 厚生労働省により、 <u>令和7年3月</u> に改修・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。 今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。 <u>また、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和6年11月6日改正）」に基づき、災害時情報共有システムにより福祉施設に関する情報の収集・共有を図ります。</u>	第3章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充 第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実 3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 厚生労働省により、 <u>平成26年8月</u> に回収・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。 今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。 <u>（追加）</u>	県 保健福祉事務所より EMISの大規模改修に伴う修正等 【防災対策課】
40	第2 被災者支援 市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情	第2 被災者支援 市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情	防災アプリの追記、文言の修正

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。 なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、<u>防災アプリ</u>、<u>X</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、I C Tの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。 （略） - 市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ <u>・おだわら防災ナビ（防災アプリ）（追加）</u> ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>X</u>（市政情報アカウント）：@Odawara_City	報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。 なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、I C Tの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。 （略） - 市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）：@Odawara_City	【防災対策課】
46	第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 第3 消防力の充実強化 <u>4 消防通信施設</u>	第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 第3 消防力の充実強化 <u>4 消防通信指令施設</u>	「消防通信施設」へ用語統一 【警防計画課】
48	第5節 避難対策 <u>第2 避難所の機能強化及び生活環境の整備</u>	第5節 避難対策 第2 避難所の機能強化	災害対策基本法の一部改正によ

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
50	<u>3 避難所では、避難者数等の避難所情報について状況を把握するとともに、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布やその他、避難者に対して必要な情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制と環境の整備を図ります。</u> 第 7 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への支援対策 (1) 避難場所の確保及び避難誘導體制の検討 市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について、<u>商業や観光分野などの関係機関、団体</u>と検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。	<u>3 追加</u> 第 7 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への支援対策 (1) 避難場所の確保及び避難誘導體制の検討 市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。	る 【防災対策課】 観光・商業関係の追記 【防災対策課】
50	第 9 ペット対策 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会<u>などで構成される動物救護本部が県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される</u>仮設動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。	第 9 ペット対策 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が<u>窓口となり、発災時に仮設</u>動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。	県 保健福祉事務所より設置主体・窓口の修正 【防災対策課】
50	<u>第 12 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援体制</u> <u>避難所に滞在することができない被災者についても、情報を把握するとともに、被災者に対して必要な生活必需品等の物資や情報、</u>	<u>第 12 追加</u>	災害対策基本法の一部改正・パブリックコメン

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
51	<u>保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制の整備を図ります</u> 第 6 節 配慮者に対する対策 近年の災害では、<u>高齢者など</u>情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。	第 6 節 配慮者に対する対策 近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。	トによる 【防災対策課】 高齢者の追記 【防災対策課】
51	第 1 避難誘導及び生活支援体制の整備 1 避難行動要支援者名簿等の作成 ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることによりプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員、<u>個別避難計画の作成に関わる福祉専門職</u>等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。	第 1 避難誘導及び生活支援体制の整備 1 避難行動要支援者名簿等の作成 ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることによりプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。	文言の追記 【福祉政策課】
51	2 個別避難計画の作成 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する	2 個別避難計画の作成 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対す	文言の追記 【福祉政策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
57	具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めます。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討します。なお、個別避難計画の作成に際しては、<u>民生委員・児童委員、自主防災組織、福祉専門職等へ協力を依頼するとともに、必要に応じて県から財政面、技術面の支援を受けます。</u> 第 9 節 医療・救護・防疫対策 第 1 災害拠点病院の機能強化 <u>市立総合医療センター</u>は、災害拠点病院に指定されているため、次の機能強化を図ります。 (略) 2 災害拠点病院の機能強化 <u>市立総合医療センター</u>は、災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備を計画的に進めます。(略)	る具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めます。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討します。なお、個別避難計画の作成に際しては、必要に応じて県から財政面、技術面の支援を受けます。 第 9 節 医療・救護・防疫対策 第 1 災害拠点病院の機能強化 <u>市立病院</u>は、災害拠点病院に指定されているため、次の機能強化を図ります。 (略) 2 災害拠点病院の機能強化 <u>市立病院</u>は、災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備を計画的に進めます。(略)	施設の名称変更による
60	第 1 1 節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 第 2 車両及び燃料の調達・確保 1 車両の調達・確保 (2) 民間企業及び県への要請 (略) ◆協定 3-1：災害時における LPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（(公社)神奈川県 LP ガス協会小田原支部）	第 1 1 節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 第 2 車両及び燃料の調達・確保 1 車両の調達・確保 (2) 民間企業及び県への要請 (略) ◆協定 3-1：災害時における LPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（(公社)神奈川県 LP ガス協会小田原支部）	資料の修正 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
63	<u>(削除) ◆協定 3-2</u> ◆協定 3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等） ◆協定 9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川） （３）燃料の確保 市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。 <u>◆協定 3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書</u>	<u>◆協定 3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書（神奈川県石油商業協同組合小田原支部）</u> ◆協定 3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等） ◆協定 9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川） （３）燃料の確保 市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。 <u>(追加)</u>	
63	第 13 節 ライフラインの応急復旧対策 第 2 下水道 応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員の確保や資機材の配置については、災害応急復旧工事等に関する組合や協会などとの協定に基づき、体制強化に努めます。	第 13 節 ライフラインの応急復旧対策 第 2 下水道 応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員や資機材を補うために、組合や協会などと協定を締結しています。資機材の配置や人員の動きについては、適宜マニュアルを見直し、体制強化に努めています。	第 1 上水道に合わせ「災害応急復旧工事等に関する組合や協会」を加えて表現を修正 【下水道整備課】
63	第 5 通信サービス <u>NTT東日本(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特設	第 5 通信サービス <u>東日本電信電話(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特	社名等変更 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・ 意見提出課等
72	公衆電話)を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>NTT東日本(株)</u> 神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。 (略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>NTT東日本(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。 第17節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 4 市民の心得 (2) 災害時の心得 オ 安否確認等は、<u>NTT東日本(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。	設公衆電話)を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>東日本電信電話(株)</u> 神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。 (略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>東日本電信電話(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。 第17節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 4 市民の心得 (2) 災害時の心得 オ 安否確認等は、<u>東日本電信電話(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。	社名等変更 【防災対策課】
78	第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達 4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達 (3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領 ア 海面監視及び報道の聴取	第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達 4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達 (3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領 ア 海面監視及び報道の聴取	小田原市の海岸法に関する陸間等の操作規程等において、従事者の安全確保が明記されている

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
79	地震を感知した時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>海面状態の監視態勢をとり安全を確保した上で</u>、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。 なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。 第 2 災害対策本部等の設置 1 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の設置基準 ＜市災害対策本部の設置基準＞ ・市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高い時。 ・<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたとき。 ・市内で気象庁発表による震度 5 弱以上の地震があったとき。 ・市内に大津波警報が発表されたとき。 ・その他の状況により、市長が配備を指示したとき。	地震を感知した時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>直ちに海面状態を監視するとともに</u>、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。 なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。 第 2 災害対策本部等の設置 1 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の設置基準 ＜市災害対策本部の設置基準＞ ・市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高い時。 ・<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>が発表されたとき ・市内で気象庁発表による震度 5 弱以上の地震があったとき。 ・市内に大津波警報が発表されたとき。 ・その他の状況により、市長が配備を指示したとき。	ことから追記 【警防計画課】 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の削除 【防災対策課】
81	第 3 動員計画 2 動員の発令 イ 消防部、福祉・医療部（<u>市立総合医療センター</u>）の動員は、それぞれ消防長、病院長が行います。	第 3 動員計画 2 動員の発令 イ 消防部、福祉・医療部（<u>市立病院</u>）の動員は、それぞれ消防長、病院長が行います。	施設の名称変更による

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
82	第4 被害情報の収集・伝達 3 被害状況及び災害情報の報告 (2) 情報の収集・報告の手段 イ <u>有線</u> が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。	第4 被害情報の収集・伝達 3 被害状況及び災害情報の報告 (2) 情報の収集・報告の手段 イ 郵船が途絶した場合は、防災行政無線、 <u>水道無線</u> 、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。	「水道無線」廃止済のため削除 【経営総務課・水道整備課・上水管理課】
86	第6 通信の運用 2 無線通信 <u>(削除) ※以降順番ずれ</u>	第6 通信の運用 2 無線通信 <u>(3) 水道無線</u> <u>水道無線の運用については、「小田原市水道事業用無線電話取扱要綱」に基づき行います。</u>	水道無線は廃止済のため削除 【経営総務課・水道整備課・上水管理課】
86	4 その他通信施設の運用 (2) タクシー無線 災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、 <u>一般社団法人</u> 神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。	4 その他通信施設の運用 (2) タクシー無線 災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、 <u>社団法人</u> 神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。	社名変更 【地域交通課】
89	第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動 第1 救助・救急、消火活動 2 消火活動 (2) 初動体制の確立	第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動 第1 救助・救急、消火活動 2 消火活動 (2) 初動体制の確立	初動時に海岸監視は行わないため削除 【警防計画課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
92	ア消防部の措置等 (ウ) 被害状況の確認 各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。 第2 医療救護活動 3 救急医療活動 (2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。 ア 医療機関状況 <u>（削除）救護所状況 ※以下順番ずれ</u> <u>イ</u> 患者転送要請 <u>ウ</u> 衣料品備蓄状況 <u>エ</u> ライフライン等状況 <u>オ</u> 受入患者数 <u>カ</u> 医師等派遣要請・提供	ア消防部の措置等 (ウ) 被害状況の確認 各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、<u>海面監視</u>、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。 第2 医療救護活動 3 救急医療活動 (2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。 ア 医療機関状況 <u>イ 救護所状況</u> ウ 患者転送要請 エ 衣料品備蓄状況 オ ライフライン等状況 カ 受入患者数 キ 医師等派遣要請・提供	県保健福祉事務所より、用語の統一及びEMIS改修に伴い、EMISでの救護所状況の確認ができなくなったため情報内容の修正 【防災対策課】
93	6 <u>医薬品等</u>の調達 医療及び助産に必要な<u>医薬品、医療機器</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、	6 <u>医療器材</u>の調達 医療及び助産に必要な<u>薬品、医療器材</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、	県保健福祉事務所より医薬品・医療機器・衛生材料のみ対応可

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
100	県及び関係機関に応援を要請します。 第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (1) 初動期(1日～3日) キ 水洗トイレの使用可否の確認と、代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水道管</u>、浄化槽の損傷の状況により校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。	県及び関係機関に応援を要請します。 第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (1) 初動期(1日～3日) キ 水洗トイレの使用可否の確認と、代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水管</u>、浄化槽の損傷の状況により校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。	【防災対策課】 「下水道管」への修正 【下水道整備課】
102	3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。 また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県や県獣医師会などで構成される動物救護本部が、県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される動物救護センターを設置して受け入れを行います。</u>	3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。 また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。</u>	県保健福祉事務所より設置主体・窓口の修正 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
106	第7 要配慮者対策 2 避難生活への対応 (4) 避難所における要配慮者への支援 市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>連携し</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。 (5) 福祉施設への収 イ(略)なお、<u>メンタルケア等については保健福祉事務所に、入浴サービス等は市内の民間社会福祉施設の</u>協力を働かけます。 (略)	第7 要配慮者対策 2 避難生活への対応 (4) 避難所における要配慮者への支援 市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>ともに</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。 (5) 福祉施設への収 イ(略)なお、<u>メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の</u>協力を働かけます。(略)	県保健福祉事務所より県災害時保健医療救護計画に合わせた表現の修正 【防災対策課】
108	第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動 第1 保健衛生 <u>2 保健師活動</u> <u>平時において分散配置されている保健師は、救護班として「小田原市災害時の保健師活動マニュアル」に基づき、仮設救護所や広域避難所等の市民の健康管理に努めます。</u>	第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動 第1 保健衛生 <u>2 追加、以降項番ずれ</u>	新規項目追加 【健康づくり課】
108	3 防疫対策 (2) 実施方法 ウ ねずみ族、昆虫の駆除 <u>(7)市は、ねずみ族、昆虫の駆除を実施するにあたって、必要に応じて県に相談を行います。</u>	3 防疫対策 (2) 実施方法 ウ ねずみ族、昆虫の駆除 <u>(7)ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところに実施します。</u>	県保健福祉事務所より、駆除の実施の判断含めその主体は市であるため表現を修正【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
109	(4) 感染症対策 ア 感染症患者等の対応 <u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）又は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告や就業制限に係る通知等を行います。</u> <u>また、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者に対し、感染症指定医療機関等に入院すべきことを勧告等します。</u>	(4) 感染症対策 ア 感染症患者の治療 <u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）又は、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。</u>	県保健福祉事務所より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17・18・19 条に基づく修正 【防災対策課】
110	第 2 災害時の廃棄物等の処理 2 し尿の収集・処理に関する基本方針 ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集し、希釈処理後、公共下水道に放流します。 イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託収集業者</u>が収集し、処理を行います。	第 2 災害時の廃棄物等の処理 2 し尿の収集・処理に関する基本方針 ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集を<u>行い</u>、希釈処理後、公共下水道に放流します。 イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託業者</u>が収集し、処理を行います。	語句の修正及び「委託収集業者」への修正 【給排水業務課】
114	第 5 節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動 第 2 飲料水及び生活用水の確保・供給 市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。	第 5 節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動 第 2 飲料水及び生活用水の確保・供給 市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。	計画名の修正 【給排水業務課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
120	なお、この計画の詳細については、<u>上下水道施設震災対策計画</u>及び防災・被災対策実施要領によるものとします。 (略) 3 飲料水の確保 飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口<u>のほか流通備蓄等</u>により確保します。 4 被災者への給水方法 <u>ア 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール、保存水等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u> <u>イ 飲料水の水は、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。</u> <u>また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u> 第6節 文教対策 第6 保育所等における応急対策 1 児童の保護対策 保育所、<u>認定こども園</u>、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。	なお、この計画の詳細については、<u>「水道施設震災対策計画」</u>及び防災・被災対策実施要領によるものとします。 (略) 3 飲料水の確保 飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口により確保します。 4 被災者への給水方法 <u>ア 上水道の水は、給水車、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u> <u>イ 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u> 第6節 文教対策 第6 保育所等における応急対策 1 児童の保護対策 保育所、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。	「流通備蓄」の追加 【給排水業務課】 被災当初は耐震性貯水槽からの供給が第一。順番入替え及び「給水車」の削除 【給排水業務課】 たちばなこども園設置のため 【保育課】
128	第9節 ライフラインの応急復旧活動 第1 上水道施設	第9節 ライフラインの応急復旧活動 第1 上水道施設	上下水道を統一した記載とする

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
128	市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、「市水道施設」という。）の復旧は、次の<u>とおり</u>実施します。 1 上水道施設の応急復旧対策 <u>市は、災害が発生した場合、速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、応急復旧を行います。</u> <u>ア 要員の確保</u> <u>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u> <u>イ 応急復旧用資機材等の確保</u> <u>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u> 2 応急復旧計画の策定 <u>市は、水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</u> <u>ア 応急復旧の緊急度及び工法</u> <u>イ 復旧資材及び作業員の確保</u> <u>ウ 設計及び監督技術者の確保</u> <u>エ 復旧財源の措置</u> 3 市民等への周知 <u>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</u> 第 2 下水道施設 市の災害時における污水管きょ及びポンプ場施設（以下、「下水道	市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、「市水道施設」という。）の復旧は、次の<u>計画により</u>実施します。 1 市民及び関係機関への周知 <u>市は、市水道施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、市民、県及び関係機関等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知します。</u> 2 上水道施設の応急復旧 <u>市は、発災後速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、市水道施設の応急復旧を行います。</u> <u>ア あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、市水道施設の復旧を速やかに行います。</u> <u>イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。</u> <u>ウ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、導送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。</u> <u>エ 導送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る導送水管を優先し、次に防災上重要な施設への配水管等を順次復旧します。</u> <u>オ 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。</u> 第 2 下水道施設 市の災害時における污水管きょ及びポンプ場施設（以下、下水道	修正 【水道整備課・下水道整備課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	施設」という。)の復旧は、次のとおり実施します。 <u>1 下水道施設の応急復旧対策</u> <u>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行います。</u> <u>ア 要員の確保</u> 市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。 <u>イ 応急復旧用資機材等の確保</u> <u>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u> <u>2 応急復旧計画の策定</u> 市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。 ア 応急復旧の緊急度及び工法 イ 復旧資材及び作業員の確保 ウ 設計及び監督技術者の確保 エ 復旧財源の措置 <u>3 市民等への周知</u> 市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、<u>市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</u> ◆協定 5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等）	施設という。)の復旧は、次のとおり実施します。 <u>1 実施機関</u> <u>下水道施設の応急対策については、市が実施します。</u> <u>2 下水道施設応急対策</u> <u>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、施工中の現場は即時中止させる等適切な措置を講じます。</u> <u>(1) 要員の確保</u> 市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。 <u>(2) 応急対策用資機材等の確保</u> <u>市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u> <u>3 復旧計画の策定</u> 市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。 ア 応急復旧の緊急度及び工法 イ 復旧資材及び作業員の確保 ウ 設計及び監督技術者の確保 エ 復旧財源の措置 <u>4 広報</u>	

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
139	◆協定 5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工事協同組合等） ◆協定 5-19：災害時における復旧支援協力に関する協定（（公社）日本下水道管路管理業協会） ◆協定 6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書（県内・都内・埼玉県内業者） <u>◆協定 6-2：災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定書（（公社）全国上下水道コンサルタント協会関東支部）</u> 第 1 3 節 二次災害の防止活動 第 1 水害・土砂災害対策 市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して、応急対策を実施します。 また、国土交通省水管理・国土保全局と気象庁により、必要に応じて土砂災害に係る防災気象情報の発表基準の引き下げが実施されるため、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。	市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について<u>広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。</u> ◆協定 5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等） ◆協定 5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工事協同組合等） ◆協定 5-19：災害時における復旧支援協力に関する協定（（公社）日本下水道管路管理業協会） ◆協定 6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書（県内・都内・埼玉県内業者） <u>（追加）</u> 第 1 3 節 二次災害の防止活動 第 1 水害・土砂災害対策 市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して、応急対策を実施します。 また、横浜地方気象台及び県により、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げが実施されるため、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。	修正理由・意見提出課等 新たな防災気象情報による

頁	改正後	改正前	修正理由・ 意見提出課等													
141	第 1 5 節 津波対策 第 2 避難対策 2 避難指示 (1) 避難指示 本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令するとともに、注意喚起を行います。</u> <u>避難対象区域は、津波警報・大津波警報発表時に気象庁が発表する津波の高さに応じて、次のとおりとします。</u> <table><tr><th>種類</th><th>発表される 津波の高さ</th><th>避難対象区域</th></tr><tr><td rowspan="3">大 津 波 警 報</td><td>10m超 (10m<予想高さ)</td><td>江之浦・根府川・米神・石橋・早川の JR 線より南側の地域 浜町 2～4 丁目、中町 3 丁目、 南町 2～4 丁目、本町 3～4 丁目、 東町 1～2 丁目、東町 4～5 丁目、 西酒匂 1～2 丁目、酒匂 2～5 丁目、 小八幡 1～3 丁目、国府津 1～4 丁目、 国府津の森戸川（天神橋～富士見橋）流 域</td></tr><tr><td>10m (5m<予想高さ≤ 10m)</td><td>前川・羽根尾・中村原の JR 線より南側 の地域及び中村川流域の一部（中村原第 4 公園より下流）</td></tr><tr><td>5m (3m<予想高さ≤ 5m)</td><td></td></tr><tr><td>津 波 警 報</td><td>3m (1m<予想高さ≤ 3m)</td><td>海岸、漁港、河口の周辺</td></tr></table>	種類	発表される 津波の高さ	避難対象区域	大 津 波 警 報	10m超 (10m<予想高さ)	江之浦・根府川・米神・石橋・早川の JR 線より南側の地域 浜町 2～4 丁目、中町 3 丁目、 南町 2～4 丁目、本町 3～4 丁目、 東町 1～2 丁目、東町 4～5 丁目、 西酒匂 1～2 丁目、酒匂 2～5 丁目、 小八幡 1～3 丁目、国府津 1～4 丁目、 国府津の森戸川（天神橋～富士見橋）流 域	10m (5m<予想高さ≤ 10m)	前川・羽根尾・中村原の JR 線より南側 の地域及び中村川流域の一部（中村原第 4 公園より下流）	5m (3m<予想高さ≤ 5m)		津 波 警 報	3m (1m<予想高さ≤ 3m)	海岸、漁港、河口の周辺	第 1 5 節 津波対策 第 2 避難対策 2 避難指示 (1) 避難指示 本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令します。また、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波注意報が発表された場合でも避難指示を発令する場合があります。</u> <u>(追加)</u>	津波警報等発表 時の対応の見直 しによる修正・ 追加 【防災対策課】
種類	発表される 津波の高さ	避難対象区域														
大 津 波 警 報	10m超 (10m<予想高さ)	江之浦・根府川・米神・石橋・早川の JR 線より南側の地域 浜町 2～4 丁目、中町 3 丁目、 南町 2～4 丁目、本町 3～4 丁目、 東町 1～2 丁目、東町 4～5 丁目、 西酒匂 1～2 丁目、酒匂 2～5 丁目、 小八幡 1～3 丁目、国府津 1～4 丁目、 国府津の森戸川（天神橋～富士見橋）流 域														
	10m (5m<予想高さ≤ 10m)	前川・羽根尾・中村原の JR 線より南側 の地域及び中村川流域の一部（中村原第 4 公園より下流）														
	5m (3m<予想高さ≤ 5m)															
津 波 警 報	3m (1m<予想高さ≤ 3m)	海岸、漁港、河口の周辺														

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
141	<u>3 遠隔地での地震発生に伴う津波避難対策</u> <u>遠隔地で大きな地震が発生した場合、本市では揺れを感じない津波が発生し、気象庁から津波警報等が発表される可能性があります。</u> <u>その場合、状況に応じて、漁業従事者、沿岸の漁港施設等で従事する方、海水浴客、避難対象区域内に居る人に対し、避難指示を発令するとともに、注意喚起を行います。</u>	<u>3（追加）</u>	【防災対策課】
142	第5章 復旧・復興対策 第1節 災害復旧対策 第1 災害復旧計画の策定 2 公共施設等災害復旧計画の策定項目 被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。 （略） <u>○上下水道施設災害復旧事業計画</u> （略） ○医療施設（<u>市立総合医療センター</u>等）災害復旧事業計画	第5章 復旧・復興対策 第1節 災害復旧対策 第1 災害復旧計画の策定 2 公共施設等災害復旧計画の策定項目 被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。 （略） <u>○上水道施設災害復旧事業計画</u> <u>○下水道施設災害復旧事業計画</u> （略） ○医療施設（<u>市立病院</u>等）災害復旧事業計画	計画名の修正 【経営総務課・水道整備課・浄水管理課】
151	第3節 復興対策の実施 第7 生活再建支援	第3節 復興対策の実施 第7 生活再建支援	施設の名称変更による 下水道使用料の追加

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
152	1 被災者の経済的再建支援 (9) 水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等 市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。 5 医療機関 市は、<u>市立総合医療センター</u>の機能回復を早期に行います。 また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>医療機関の復旧費用に対する国の補助制度を適切に周知します</u>。	1 被災者の経済的再建支援 (9) 水道料金の減額等 市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金の減額制度を設けます。 5 医療機関 市は、<u>市立病院</u>の機能回復を早期に行います。 また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>民間医療機関に対して再建に係る補助や融資、利子補給等を検討します</u>。	【給排水業務課】 施設の名称変更 県保健福祉事務所より表現の修正
155	第8 地域経済復興支援 2 金融・税制面での支援 (7) 水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等 市は、災害の状況に応じて、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。	第8 地域経済復興支援 2 金融・税制面での支援 (7) 水道料金の減額等 市は、災害の状況に応じて、水道料金の減額制度を設けます。	下水道使用料の追加 【給排水業務課】
157	第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節 総則 第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 (略) 県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>28</u>市町が、南海	第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1節 総則 第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 (略) 県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>27</u>市町が、南海	7.7.1 中央防災会議「防災対策推進基本計画」改定による 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
159	トラフ地震津波避難対策特別強化地域に 13 市町が指定されています。(略) 南海トラフ地震防災対策推進地域 横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・<u>綾瀬市</u>・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町	トラフ地震津波避難対策特別強化地域に 13 市町が指定されています。(略) 南海トラフ推進地域 横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町	神奈川県内「綾瀬市」の追加 【防災対策課】
159	第 4 南海トラフ地震により想定される被害の概要 中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成 24 年 4 月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により <u>令和 7 年 4 月</u> に発表された本市に係る被害想定及び <u>令和 7 年 3 月</u> に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。	第 4 南海トラフ地震により想定される被害の概要 中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成 24 年 4 月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により <u>平成 24 年 8 月</u> に発表された本市に係る被害想定及び <u>平成 27 年 3 月</u> に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。	
163	第 2 節 南海トラフ地震に関する情報 第 3 異常な現象に伴う防災対応 1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)	第 2 節 南海トラフ地震に関する情報 第 3 異常な現象に伴う防災対応 1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)	

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	出典：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂、内閣府）	出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）	修正理由・意見提出課等

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
165	第3節 南海トラフ地震に関する防災対応 第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 2 小田原市防災対策連絡会の開催 <u>市は、非常配備体制のうち、準備体制をとり、対応に係る職員は必要に応じて緊急参集します。</u> 市は、小田原市防災対策連絡会（南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に、市内で発生した地震や相模湾・三浦半島に発表された津波警報等に基づき、災害対策本部が設置されている場合は、災害対策本部会議）を開催し、発表情報及び今後の対応について伝達・確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に備えた準備行動をとるとともに、関係機関等との情報受伝達体制の確保を図ります。	第3節 南海トラフ地震に関する防災対応 第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 2 小田原市防災対策連絡会の開催 <u>市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、小田原市防災対策連絡会（南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に、市内で発生した地震や相模湾・三浦半島に発表された津波警報等に基づき、災害対策本部が設置されている場合は、災害対策本部会議）を開催し、発表情報及び今後の対応について伝達・確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に備えた準備行動をとるとともに、関係機関等との情報受伝達体制の確保を図ります。</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、準備体制または1号体制をとり、対応に係る職員は緊急参集します。</u>	動員体制見直しに伴う修正 パブリックコメントによる修正 【防災対策課】
166	第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 3 災害対策本部の設置等 市は、非常時配備体制のうち<u>準備体制または動員2号体制</u>をとることとし、関係職員は<u>必要に応じて緊急参集し</u>、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。 （略）	第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 3 災害対策本部の設置等 市は、非常時配備体制のうち<u>動員3号体制</u>をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。 （略）	動員体制見直しに伴う修正 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
169	8 関係機関のとりべき措置 (1) <u>飲料水</u>、電気、ガス、通信、放送関係 <u>ア 飲料水</u> <u>貯水量確保のため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</u> <u>イ (削除) 下水道 ※以降順番ずれ</u>	8 関係機関のとりべき措置 (2) <u>上下水道</u>、電気、ガス、通信、放送関係 <u>ア 上水道</u> <u>市は、日頃より貯水量確保のため配水池の高水位運転を行っているが、更なる貯水量を確保するため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</u> <u>また、発災後に備えて、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u> <u>イ 下水道</u> <u>市は、地震発生に備えて、要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u>	上下水道は関係機関としての立場ではないため削除 【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】
170	(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 <u>イ 上下水道</u> <u>市は、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の設備等必要な措置を講じます。</u>	(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 <u>イ 追加、以降項番ずれ</u>	上下水道を追加 【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】
171	第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 3 小田原市防災対策連絡会の開催 市は、非常時配備体制のうち、<u>準備体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。 (略)	第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 3 小田原市防災対策連絡会の開催 市は、非常時配備体制のうち、<u>1号または2号体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。 (略)	動員体制見直しに伴う修正 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
174	第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第8 市が管理又は運営する施設に関する対策 6 不特定多数の者が出入りする施設等 (2) 個別事項 <u>市立総合医療センター</u>にあつては、<u>小田原市立総合医療センター</u>地震対策本部の設置に係る準備を行い、警戒宣言発令後は、必要な措置を講じます。 (略) 8 工事中の<u>旧</u>宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置 市は、直ちに工事中の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中断を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせます。 (略)	第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第8 市が管理又は運営する施設に関する対策 6 不特定多数の者が出入りする施設等 (2) 個別事項 <u>市立病院</u>にあつては、<u>小田原市立病院防災計画書に基づく、市立病院</u>地震対策本部の設置に係る準備を行い、警戒宣言発令後は、<u>この計画書に定めるところにより</u>必要な措置を講じます。 (略) 8 工事中の宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置 市は、直ちに工事中の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中断を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせます。 (略)	施設の名称変更による 宅地造成等規制法が規制され、規制区域に変更があったため 【開発審査課】
184	第2編 風水害対策計画（水防計画） 第2章 風水害等の予防対策 第2節 治水対策 近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、<u>同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害による事態の深刻化を想定しておく必要があります。</u>全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内	第2編 風水害対策計画（水防計画） 第2章 風水害等の予防対策 第2節 治水対策 近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。	複合災害の追記 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・ 意見提出課等
194	水) による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。 第 9 節 土砂災害対策 第 4 要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策 1 土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設 市は、土砂災害警戒区域等内の要配慮者が使用する施設を把握し、土砂災害に係る防災気象情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。	第 9 節 土砂災害対策 第 4 要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策 1 土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設 市は、土砂災害警戒区域等内の要配慮者が使用する施設を把握し、土砂災害警戒情報等の情報及びその他避難情報等の伝達体制を整備します。	新たな防災気象情報による
196	第 3 章 災害事前対策の充実 第 1 節 水防に関する予警報 第 1 気象注意報・警報の種類 水防 1 水防の活動に適合する注意報等 別紙 2 のとおり	第 3 章 災害事前対策の充実 第 1 節 水防に関する予警報 第 1 気象注意報・警報の種類 水防 1 水防の活動に適合する注意報等 別紙 2 のとおり	新たな防災気象情報による
203	第 3 節 水防組織 第 4 水防等の配備体制 水防 1 職員の配備体制 大雨、河川氾濫、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあるときの職員及び消防団員の配備体制は、次のとおりとします。ただし、いずれにおいても職員および消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。	第 3 節 水防組織 第 4 水防等の配備体制 水防 1 職員の配備体制 大雨、洪水、高潮及び土砂災害等による被害発生のおそれがあるときの職員及び消防団員の配備体制は、次のとおりとします。ただし、いずれにおいても職員および消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。	新たな防災気象情報による

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前		修正理由・意見提出課等
	種 別	配 備 事 由 等	種 別	配 備 事 由 等	
	水防 準備体制 (警戒レ ベル2等 への対応)	1 小田原市に <u>レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報、レベル2高潮注意報</u> のいずれかが発表されたとき。 2 酒匂川 <u>レベル2氾濫注意報</u> が発せられたとき。 3 水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に <u>レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、レベル3高潮警報</u> のいずれかが発表されたとき。 5 相模湾に <u>津波注意報</u> が発表されたとき。	水防 準備体制 (警戒レ ベル2等 への対応)	1 小田原市に <u>大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）</u> のいずれかが発表されたとき。 2 酒匂川 <u>洪水予報（氾濫注意情報）</u> が発せられたとき。 3 水位周知河川において、氾濫注意水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に <u>大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）</u> のいずれかが発表されたとき。	
	水防警戒 1号体制 (警戒レ ベル3相 当情報等 への対応)	1 小田原市に <u>レベル3大雨警報またはレベル3高潮警報</u> が発表されたとき。 2 <u>酒匂川レベル3氾濫警報</u> が発せられたとき。 3 水位周知河川において、避難判断水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 相模湾に <u>津波警報</u> が発表されたとき。 5 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合。 6 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。	水防警戒 1号体制 (警戒レ ベル3相 当情報等 への対応)	1 小田原市に <u>大雨警報（土砂災害）、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）</u> のいずれかが発表されたとき。 2 酒匂川 <u>洪水予報（氾濫警戒情報）</u> が発せられたとき。 3 水位周知河川において、避難判断水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 相模湾に <u>津波注意報</u> が発表されたとき。 5 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合。 6 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。	
	水防警戒 2号体制 (警戒レ ベル3～ 5発令時 又は警戒)	1 小田原市に <u>レベル3土砂災害警報、レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警戒、レベル5高潮特別警報</u> が発表されたとき。 2 酒匂川に <u>レベル4氾濫危険警報、レベル5氾濫特別警報</u> が発せられたとき。	水防警戒 2号体制 (警戒レ ベル3～ 5発令時 又は警戒)	1 小田原市に土砂災害警戒情報、高潮特別警報又は高潮警報が発表されたとき。 2 酒匂川 <u>洪水予報（氾濫危険情報）</u> が発せられたとき。	

令和 7 年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前		修正理由・意見提出課等
	レベル 4、 5 相当情 報等への 対応)	3 水位周知河川において、氾濫危険水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 相模湾に津波警報が発表されたとき <u>(避難所が開設された場合)</u> 5 台風の進路予測等に基づき避難場所の開設等が必要な場合。 6 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。	レベル 4、 5 相当情 報等への 対応)	3 水位周知河川において、氾濫危険水位を超過し、その後も水位上昇の見込みがある場合。 4 相模湾に津波警報が発表されたとき。 5 台風の進路予測等に基づき避難場所の開設等が必要な場合。 6 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。	
206	※消防部及び福祉・医療部（<u>市立総合医療センター</u>）の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 第 6 通信連絡 水防 1 水防時の通信連絡 水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は。次のとおりとします。 通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。		※消防部及び福祉・医療部（<u>市立病院</u>）の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 第 6 通信連絡 水防 1 水防時の通信連絡 水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は。次のとおりとします。 通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、<u>水道無線</u>、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。		施設の名称変更による 水道無線の削除 【水道整備課・浄水管理課】
215	第 5 節 避難対策 第 2 水防、避難情報の伝達 水防 1 水防、避難情報の伝達 水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、		第 5 節 避難対策 第 2 水防、避難情報の伝達 水防 1 水防、避難情報の伝達 水防管理者は、水防に関する予警報、河川水位情報、水防警報、		新たな防災気象情報による

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
219	洪水予報及び<u>土砂災害に係る防災気象情報</u>等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促します。 第 6 節 要配慮者に対する対策 第 1 避難誘導及び生活支援体制の整備 2 避難行動要支援者名簿等の作成 ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることによりプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員、<u>個別避難計画の作成に関わる福祉専門職</u>等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。	洪水予報及び<u>土砂災害警戒情報</u>等が発令された場合、必要に応じて河川等の流域又は市内全域に広報し、市民及び関係機関に注意を促します。 第 6 節 要配慮者に対する対策 第 1 避難誘導及び生活支援体制の整備 2 避難行動要支援者名簿等の作成 ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について避難行動要支援者の同意を得ることによりプライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。	文言の追記 【福祉政策課】
219	3 個別避難計画の作成 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>作成</u>に努めます。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討します。なお、個別避難計画の作成に関しては、民生委員・児童委</u>	3 個別避難計画の策定 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>策定</u>に努めます。 (追加)	県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わせた表現の修正 文言の追記 【福祉政策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
223	<u>員、自主防災組織・福祉専門職等へ協力を依頼するとともに、必要に応じて県から財政面、技術面の支援を受けます。</u> 第16節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 (2) 災害時の心得 (略) オ 安否確認等は、<u>NTT東日本(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。	第16節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 (2) 災害時の心得 (略) オ 安否確認等は、<u>東日本電信電話(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。	社名等変更 【防災対策課】
225	第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 注意報及び警報等の収集・伝達 1 注意報及び警報等の受理 (2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報 気象業務法第14条の2第1項に基づき、横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報及び警報は、一般に利用される<u>下記防災気象情報</u>の発表をもって代えます。 避難情報の発令にあたっては、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断<u>します。</u> <u>(追加)</u>	第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 注意報及び警報等の収集・伝達 1 注意報及び警報等の受理 (2) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報 気象業務法第14条の2第1項に基づき、横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報及び警報は、一般に利用される<u>大雨注意報及び警報、津波注意報及び津波警報、高潮注意報及び警報、洪水注意報及び警報</u>の発表をもって代えます。 <u>(3) 土砂災害警戒情報</u> <u>大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自</u>	新たな防災気象情報による

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等																														
	<table><tr><td></td><td>河川氾濫</td><td>大 雨</td><td>土砂災害</td><td>高 潮</td></tr><tr><td>警戒レベル5相当</td><td>レベル5 氾濫特別警報</td><td>レベル5 大雨特別警報</td><td>レベル5 土砂災害特別警報</td><td>レベル5 高潮特別警報</td></tr><tr><td>警戒レベル4相当</td><td>レベル4 氾濫危険警報</td><td>レベル4 大雨危険警報</td><td>レベル4 土砂災害危険警報</td><td>レベル4 高潮危険警報</td></tr><tr><td>警戒レベル3相当</td><td>レベル3 氾濫警報</td><td>レベル3 大雨警報</td><td>レベル3 土砂災害警報</td><td>レベル3 高潮警報</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>レベル2 氾濫注意報</td><td>レベル2 大雨注意報</td><td>レベル2 土砂災害注意報</td><td>レベル2 高潮注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td colspan="4">早期注意情報</td></tr></table> <u>(3) 土砂災害警戒情報（削除）</u> <u>(4) 高潮氾濫発生情報（削除）</u> <u>(3) 気象解説情報 ※以降項番ずれ</u> <u>現在の気象状況と今後の見込みを伝えるときに出される、災害への備えや今後の行動の検討・判断を後押しする情報です。</u> <u>(4) 気象防災速報（記録的短時間大雨）</u> <u>(5) 気象防災速報（線状降水帯発生）</u>		河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮	警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	警戒レベル1	早期注意情報				<u>主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台及び県から関係機関へ伝達される防災情報です。</u> <u>土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意します。</u> <u>避難情報の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切です。</u> <u>(4) 高潮氾濫発生情報</u> <u>水位周知海岸において高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示します。水位周知海岸において氾濫が発生した際に発表される場合もあります。</u> <u>(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表します。</u> <u>(6) 記録的短時間大雨情報（略）</u> <u>(7) 顕著な大雨に関する情報（略）</u>	
	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮																													
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報																													
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報																													
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報																													
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報																													
警戒レベル1	早期注意情報																																

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
(火山災害対策)272	第3編 特殊災害対策計画 第1章 火山災害対策 第2 予防対策 5 避難対策 (2) 避難所の確保 ア 溢流的噴火の場合 溶岩流の流入予想地域から避難する最大人員数約<u>15000人</u> (自主避難を約3割と見積)の避難場所を確保するため、下記の施設等を選定し、使用できるよう調整を進めます。 (ア)溶岩流流入予想地域以外のすべての小・中学校の体育館及び校庭(グラウンド) (イ)市の福祉施設及び民間の福祉施設等(要配慮者等の避難場所) (ウ)市のその他の施設及び公民館(ペット同行・同伴避難者優先) (エ)上記で収容できない場合、<u>高校、民間施設等と調整するとともに、広域避難について県と調整</u> <u>(オ)車両は、学校のグラウンドに各家庭乗用車1台とするほか、公共施設等に駐車場を設定</u> (略) <u>(5) 近隣市町の避難住民への対応(溢流的噴火の場合)</u> <u>本市に職場又は学校があり、通勤・通学の必要性がある人とその家族については、要請に基づき受け入れるものとします。</u>	第3編 特殊災害対策計画 第1章 火山災害対策 第2 予防対策 5 避難対策 (2) 避難所の確保 ア 溢流的噴火の場合 溶岩流の流入予想地域から避難する最大人員数約<u>17000人</u> (自主避難を約2割と見積)の避難場所を確保するため、下記の施設等を選定し、使用できるよう調整を進めます。 (ア)溶岩流流入予想地域以外のすべての小・中学校の体育館及び校庭(グラウンド) (イ)市の福祉施設及び民間の福祉施設等(要配慮者等の避難場所) (ウ)市のその他の施設、<u>公民館及び高校</u> (エ)上記で収容できない場合、<u>民間施設を</u>調整するとともに、広域避難について<u>検討</u> <u>(オ)(追加)</u> (略) <u>(5) 追加</u>	自治会からの意見による修正 【防災対策課】
(火山災害対策)272			自治会からの意見による追加
			【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
(火山災害対策)276	第3 災害事前対策 4 噴火警報（レベル5）発令時の対応 （5）避難所の開設準備 土砂災害警戒区域に指定されている地域の 広域避難所、土砂災害避難場所 及び福祉施設等は、噴火後速やかに避難所を開設又は受入れが可能な準備について連絡します。	第3 災害事前対策 4 噴火警報（レベル5）発令時の対応 （5）避難所の開設準備 土砂災害警戒区域に指定されている地域の 避難所 及び福祉施設等は、噴火後速やかに避難所を開設又は受入れが可能な準備について連絡します。	対象の避難場所の見直し 【防災対策課】
(火山災害対策)279	第4 噴火時の応急災害対策 5 避難対策 （1）避難の考え方 （略）帰宅困難者及び旅行者等の避難については、大規模噴火の場合、警戒レベルは段階的に上がると予測され、事前の対処で抑制されると考えられるが、発生した場合は、最寄りの 広域避難所及び帰宅困難者避難場所 に避難させます。	第4 噴火時の応急災害対策 5 避難対策 （1）避難の考え方 （略）帰宅困難者及び旅行者等の避難については、大規模噴火の場合、警戒レベルは段階的に上がると予測され、事前の対処で抑制されると考えられるが、発生した場合は、最寄りの 広域避難所 に避難させます。	文言の追加 【防災対策課】
(火山災害対策)279	（3）避難訓練の実施 市は、避難場所への避難訓練を実施し、噴火時における混乱防止を図ります。	（3）追加	項目の追加 【防災対策課】
(火山災害対策)279	9 文教対策 第1編 地震災害対策計画 第4章「第6節 文教対策」を準用するほか、溢流的噴火の場合、溶岩流流入の影響のない学校は基本的に学校運営を継続し、状況により実施の可否・避難する児童	9 文教対策 第1編 地震災害対策計画 第4章「第6節 文教対策」を準用します。	文教対策の見直し 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
256	<u>の受け入れ態勢・要領等の応急教育対策について、災害対策本部と教育委員会などの関係者で協議・検討します。</u> 第3章 船舶災害対策 第1節 予防対策 第1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、関係機関と協議のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。	第3章 船舶災害対策 第1節 予防対策 第1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、関係機関と協議のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。	県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】
259	第4章 油流出等海上災害対策 第1節 予防対策 第1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。	第4章 油流出等海上災害対策 第1節 予防対策 第1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。	県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
263	第 5 章 航空災害対策 第 1 節 予防対策 第 1 災害応急対策への備え 2 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。	第 5 章 航空災害対策 第 1 節 予防対策 第 1 災害応急対策への備え 2 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。	県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】
266	第 6 章 鉄道災害対策 第 1 節 予防対策 第 1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。	第 6 章 鉄道災害対策 第 1 節 予防対策 第 1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。	県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】
270	第 7 章 道路災害対策 第 1 節 予防対策 第 2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、医療救護活動 (2) 医療救護活動	第 7 章 道路災害対策 第 1 節 予防対策 第 2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、医療救護活動 (2) 医療救護活動	県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
282	市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。 第 9 章 危険物等災害対策 第 1 節 予防対策 第 2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。	市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。 第 9 章 危険物等災害対策 第 1 節 予防対策 第 2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。	【防災対策課】 県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】
287	第 10 章 大規模火災対策 第 1 節 予防対策 第 2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。	第 10 章 大規模火災対策 第 1 節 予防対策 第 2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。	県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
290	第 1 1 章 林野火災対策 林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災です。近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や、林野周辺への住宅開発等に伴い、その多発や住宅地等への影響が懸念されています。 このため、市は、林野火災を未然に防ぎ、又は被害を軽減するため、<u>林野火災が発生しやすい気象状況において、注意報又は警報を発令し、住民等への広報を行い、火の使用の注意喚起に努め、</u>関係機関と連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進します。	第 1 1 章 林野火災対策 林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災です。近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や、林野周辺への住宅開発等に伴い、その多発や住宅地等への影響が懸念されています。 このため、市は、林野火災を未然に防ぎ、又は被害を軽減するため、関係機関と連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進します。	小田原市火災予防条例の改正による 【予防課】
290	第 1 節 予防対策 第 1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。	第 1 節 予防対策 第 1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。	県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】

今回（R7年3月）の市内被害想定調査結果

想定 項目			東海 地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地 震と 国府津 -松田 断層帯 の連動 地震	三浦 半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
マグニチュード			8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4
人的 被害	死者数 (人)		*	780		0	*	110	*	780	950		
	死者数(津波による) (人)		*	240	340	0	0	20	*	370	1,640	30	30
	負傷者数 (人)		240	4,630		0	250	1,390	320	4,630	6,360		
	うち重症者数 (人)		0	240		0	0	40	0	240	360		
建物 被害	全壊棟数 (棟)		30	17,190		*	10	2,580	90	17,280	22,740		
	半壊棟数 (棟)		990	15,310		*	900	8,310	1,700	15,300	16,320		
建物 被害 (津波)	全壊棟数 (棟)		20	220	380	0	-	20	20	330	790	190	10
	半壊棟数 (棟)		110	210	250	0	-	100	130	190	1,130	220	90
火災 被害	出火件数 (件)		0	80		0	*	10	*	80	100		
	焼失棟数 (棟)		0	900		0	30	110	30	890	2,360		
自力脱出困難者数 (人)			0	2,990		*	*	210	*	2,990	4,390		
要 配 慮 者	避難 者数	高齢者 (人)	520	25,500		*	880	7,620	850	24,120	28,810		
		要介護3以上 (人)	90	4,550		*	160	1,360	150	4,300	5,130		
エレベータ停止台数 (台)			60	210		*	50	70	60	210	250		
ライ フ ラ イン	電力	停電件数 (軒)	6,430	93,380		800	1,750	13,670	6,430	93,940	134,540		
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	35,790		*	*	13,340	0	35,790	36,040		
	LPガス	供給支障数 (戸)	*	720		*	20	480	70	720	870		
	上水道	断水人口(直後) (人)	5,790	156,200		*	6,400	60,120	10,660	156,200	168,680		
	下水道	機能支障人口 (人)	3,660	22,600		*	3,910	8,830	4,350	22,600	27,360		
	通信	不通回線数 (回線)	2,960	55,210		360	880	8,670	3,100	55,400	69,770		
避難 者数	1日後 (人)		2,620	72,730		0	2,570	25,420	4,580	72,810	83,620		
	1ヶ月後 (人)		960	31,330		0	830	8,460	1,490	31,470	82,790		
帰宅 困難 者数	直後 (人)		33,730	33,730		0	33,730	33,730	33,730	33,730	33,730		
	2日後 (人)		70	21,860		0	6,230	290	70	21,860	27,220		
震災廃棄物 (万トン)			*	240		*	*	50	*	240	320		

※ *＝わずか(0.5以上10未満)、0＝0.5未満

前回（H27年3月）の市内被害想定調査結果

想定			東海 地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地 震と 国府津 -松田 断層帯 の連動 地震	三浦 半島 断層群 の地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
項目													
マグニチュード			8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4
人的 被害	死者数 (人)		*	990		0	*	160	10	990	5,000		
	死者数(津波による) (人)		*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*
	負傷者数 (人)		240	8,000	50	0	250	2,560	390	7,950	10,390	*	*
	うち重症者数 (人)		*	550	*	0	*	110	10	550	770	0	0
建物 被害	全壊棟数 (棟)		90	22,720		0	30	3,860	200	22,890	29,320		
	半壊棟数 (棟)		1,080	16,030		0	880	11,310	2,050	15,960	15,180		
建物 被害 (津波)	全壊棟数 (棟)		20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20
	半壊棟数 (棟)		270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200
火災 被害	出火件数 (件)		0	80		0	*	10	*	80	100		
	焼失棟数 (棟)		0	4,480		0	0	710	0	4,480	6,780		
自力脱出困難者数 (人)			0	3,360		0	0	250	*	3,360	5,340		
要配 慮者	避難 者数	高齢者 (人)	260	12,640		0	130	4,490	420	12,670	14,940		
		要介護3以上 (人)	70	3,530		0	40	1,250	120	3,540	4,180		
エレベータ停止台数 (台)			20	180		0	20	170	20	180	180		
ライフ ライン	電力	停電件数 (軒)	152,030	152,030		0	40	152,030	152,030	152,030	152,030		
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	35,690		0	0	35,690	0	35,690	35,690		
	LPガス	供給支障数 (戸)	0	580		0	0	440	0	580	930		
	上水道	断水人口(直後) (人)	1,390	169,390		0	570	60,280	4,710	169,390	180,820		
	下水道	機能支障人口 (人)	2,730	18,700		220	2,880	7,760	3,250	18,700	25,270		
	通信	不通回線数 (回線)	69,100	70,080		0	20	69,240	69,120	70,110	70,600		
避難 者数	1日後 (人)		2,360	116,460		0	1,220	41,340	3,850	116,720	137,620		
	1ヶ月後 (人)		1,740	88,100		0	1,220	25,440	3,210	88,530	121,860		
帰宅 困難 者数	直後 (人)		14,520	14,520		14,520	14,520	14,520	14,520	14,520	14,520		
	2日後 (人)		0	14,520		0	0	14,520	0	14,520	14,520		
震災廃棄物 (万トン)			5	465		0	3	106	10	467	592		

※ *＝わずか(0.5以上10未満)、0＝0.5未満

令和 8 年 7 月 地域防災計画

水防活動の 利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル 2 大雨注意報	大雨により浸水害等が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	レベル 3 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される
	レベル 5 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	レベル 2 氾濫注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル 2 大雨注意報	
水防活動用 洪水警報	レベル 3 氾濫警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル 3 大雨警報	
	レベル 4 氾濫危険警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される
	レベル 4 大雨危険警報	
	レベル 5 氾濫特別警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される
	レベル 5 大雨特別警報	
水防活動用 高潮注意報	レベル 2 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 高潮警報	レベル 3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル 4 高潮危険警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される
	レベル 5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	津波特別警報 (大津波警報)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき

令和 6 年 7 月 地域防災計画

水防活動の 利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警報・ 特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される時。重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる
水防活動用 波浪警報	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される時
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される時
水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがあるとき
水防活動用 津波警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下のとき
	津波特別警報 （大津波警報）	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超えるとき

地区防災計画について

1 令和7年までの地区防災計画の取り組みと現状

令和4年に小台自治会をモデル地区に選定して作成支援等に取り組み、6年に小台地区、7年に東栢山道下・中の町及び国府津第1区の地区防災計画が提案・承認され、本市における地区防災計画は、現在3件（4コ自治会）である。

2 令和8年度の取り組みと成果（令和8年5月現在）

（1） 防災教室による地区防災計画の普及

自治会向け防災教室において、地区の各種災害上の特性を踏まえ、災害発生時、地区として助け合う共助の重要性を講義、作成済自治会の地区防災計画を紹介、作成サポートなど地区防災計画の普及、作成の啓発を行った。

（2） 成 果

酒匂15区の地区防災計画が提案中で、山王70区や富士見地区など複数の自治会が作成中であり、今後の提案増加が見込まれる。

特に、何処も同じ計画ではなく、地区の特性に基づく独自の計画となっている。

3 酒匂15区自治会の地区防災計画について

酒匂15区自治会地区防災計画（別冊）

酒匂15区はマンション単独の自治会で、地区の特性とマンション特有の災害リスクを踏まえ、火災・地震・津波発生時の行動について住民が行動できるよう、簡潔かつ図等を活用し分かり易く作成している。

4 今後の流れについて

本会議において、上記1件の地区防災計画を承認頂けた場合、地域防災計画に位置付け、市ホームページに掲載するとともに、引き続き、各自治会等への普及・啓発を継続し、地区防災計画の作成が波及していくよう支援を継続していきます。

酒匂 15 区防災計画

- 1 自主防災計画
- 2 地区の特性
- 3 火災発生時の行動
- 4 地震発生時の行動
- 5 津波発生時の行動

令和 8 年 5 月酒匂

15 区自治会

令和 8 年 5 月 1 日作成

酒匂 15 区自治会自主防災計画（案）

1 目的

この計画は、酒匂 15 区の自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による、生命、財産の被害、及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 衛生処理に関すること
- (10) 警備に関すること。
- (11) 災害時要支援者に関すること。
- (12) 一時避難場所に関すること。
- (13) 防災資機材に関すること。
- (14) その他

3 自主防災組織の編成及び任務

災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙の自主防災組織の編成及び任務を必要に応じて定め実施する。

4 防災知識の普及

(1) 啓発事項

ア 自主防災組織及び計画に関すること。

- イ 地震・火災・津波等の知識に関すること。
- ウ 地域周辺の地形や施設（広域避難所や一時避難場所）等に関すること。
- エ 家庭の防災知識に関すること。
- オ その他防災に関すること。

（２）啓発方法

- ア 広報紙、パンフレットの配布やポスター等の掲示または回覧
- イ 防災訓練、防災教室等の開催

５ 防災訓練

災害発生時に対策本部の運営・活動が円滑に行われ、被害が最小限に抑えられることを目的として、毎年防災に関する情報提供やイベントを含め、防災訓練を実施する。

６ 情報の収集伝達対策

- （１）被害状況や在宅避難状況等を把握し、連合災害対策本部及び防災機関等の伝達並びに関係機関等との連絡調整
- （２）二次災害の防止のための呼びかけ
- （３）生活に関する情報の収集及び住民への広報

７ 出火防止及び初期消火対策

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

８ 救出救護対策

（１）救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災組織や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。
また救護活動も併せて実施する。

（２）医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、市が設置する仮設救護所、近隣の病院等へ搬送する。

- (3) 負傷者の救出救護、搬送が自主防災組織では困難な場合、連合災害対策本部や防災機関等に救助を求める。

9 避難対策

(1) 避難の勧告・指示

- ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告・指示が発令されたときは、自主防災組織の本部長（自治会長または理事長）は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。
- イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難の勧告・指示がない場合で、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を連合災害対策本部に報告する。

(2) 避難誘導

- ア 避難誘導班は、自主防災組織の本部長の指示に従い、住民を一時避難所及び広域避難所へ避難させる。
- イ 避難誘導する場合は、ハンドマイク等を用いて実施する。合わせて人員の確認も実施する。また災害時要支援者の配慮についても考慮する。

10 給食給水対策

- (1) 家庭では、食料（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3ℓを目安）等を三日分以上の備蓄を奨励する。
- (2) 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受入れや配分等について協力する。

11 衛生対策

災害時において、各家庭のトイレは使用不能となる事が考えられるので、その対策を検討し処理対策を確立する。

- (1) 仮設トイレ用資材の確保とその設置、消毒
- (2) 排泄物・ゴミの分別の徹底とゴミ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。
- (3) 市による消毒作業の協力を実施する。

12 警備対策

災害時における周辺地域の状況（津波・高潮・河川・火災等）を監視するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備を実施する。

13 災害時要支援者対策

災害時において、要支援者の避難については、地域住民との協力が必要不可欠となるため、日頃より、災害時要支援者の把握に努め、その対策を検討する。

14 一時避難所の運営

（１）地域内の一時避難所は、防災倉庫周辺と指定しているが、状況によって、本部長は避難場所の変更を適切に実施して連絡を徹底する。

（２）一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。

15 防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に発電機等の資機材については、定期的に点検を行い、常に稼働できる状態を保つ。

16 その他

必要に応じて防災計画の見直し及び情報の更新などを行う。

酒匂 15 区自治会長 氏名 田呂丸一光

2026 年 5 月 策定

自主防災組織役員・任務

役職名	選任基準	任務
本部長	自治会長 又は理事長	広域避難所運営全般に関すること。 各班の運用に関すること。 防災関係機関との連携に関すること。 連合災害対策本部との連絡調整に関すること。 その他
副本部長	自治会長 又は理事長	本部長の補佐
防災リーダー	市から 委嘱された者	各種活動における運用・指揮に関すること。 その他
各班長	理事から選任	班活動の運用・統制に関すること その他
災害対策本部員	理事から選任	連合災害対策本部との連絡・調整等に関すること。 市災害対策本部との連絡・調整に関すること。 避難者の状況・防災備品・建物等の被災状況等の 掌握・各種情報の収集と伝達に関すること。 在宅避難者の統制等に関すること。 その他

※ 選任基準について

災害発生時、不在等の場合は、所在する住人から選任する。

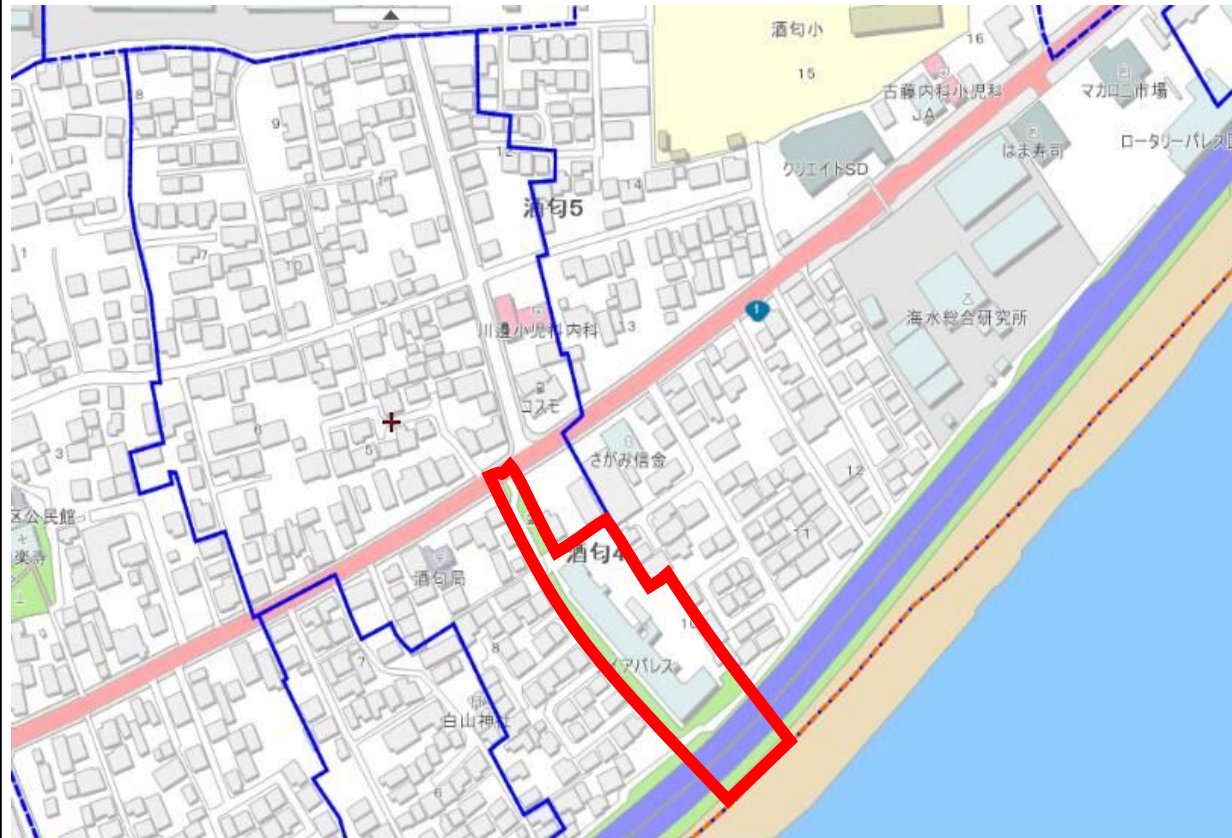
自主防災組織

班名	活動内容
広報情報班	1 情報の収集伝達に関すること。 2 指揮命令等の伝達に関すること。 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡調整に関すること。
消火班	1 出火防止と初期消火に関すること。 2 救出救護班との連携に関すること。
救出救護班	1 負傷者等の救出及び搬送に関すること。 2 負傷者の応急手当に関すること。
避難誘導班	1 安全な避難誘導に関すること。 2 避難者の把握に関すること。 3 避難者の救護活動に関すること。 4 到着した公的機関の誘導、連絡調整に関すること。
給食給水班	食料・飲料水・生活必需品などの受領・保管・配分等に関すること。
衛生班	1 簡易トイレ、仮設トイレ等設置に関すること。 2 ゴミ処理及び消毒に関すること。
警備班	1 地域内の火災・津波・高潮等の監視に関すること。 2 地域内の防犯、警備に関すること。
要支援者班	1 要支援者（高齢者・障害者等）の避難に関すること。 2 民生委員・児童委員等との調整に関すること。 3 要支援者に対する情報提供に関すること。 4 一般ボランティアとの連携・調整に関すること。

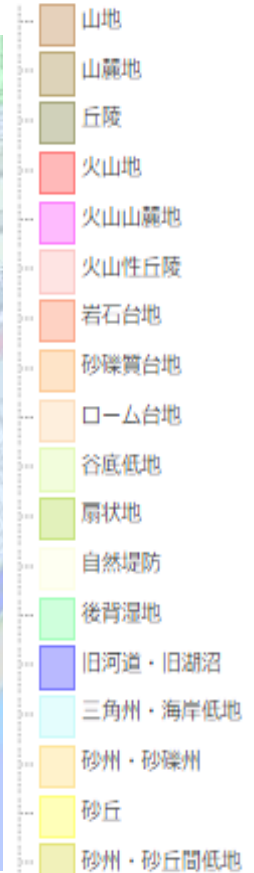
地区の特性

酒匂15区（ダイアパレス）の地理・地盤的な特性

- 小田原市の南部に位置し、海岸線沿いの地域（津波・高潮の影響を考慮）
- 平野部に位置し、海拔は約10m以下で土地は平坦（土砂災害の影響は受けない）
- 東側約2,000mに森戸川、西側約1,000mに酒匂川が存在（洪水の影響は受けない）
- 地区の地盤は、**海岸低地**
- ※ **地震及び津波・高潮**が及ぼす影響について検討が必要



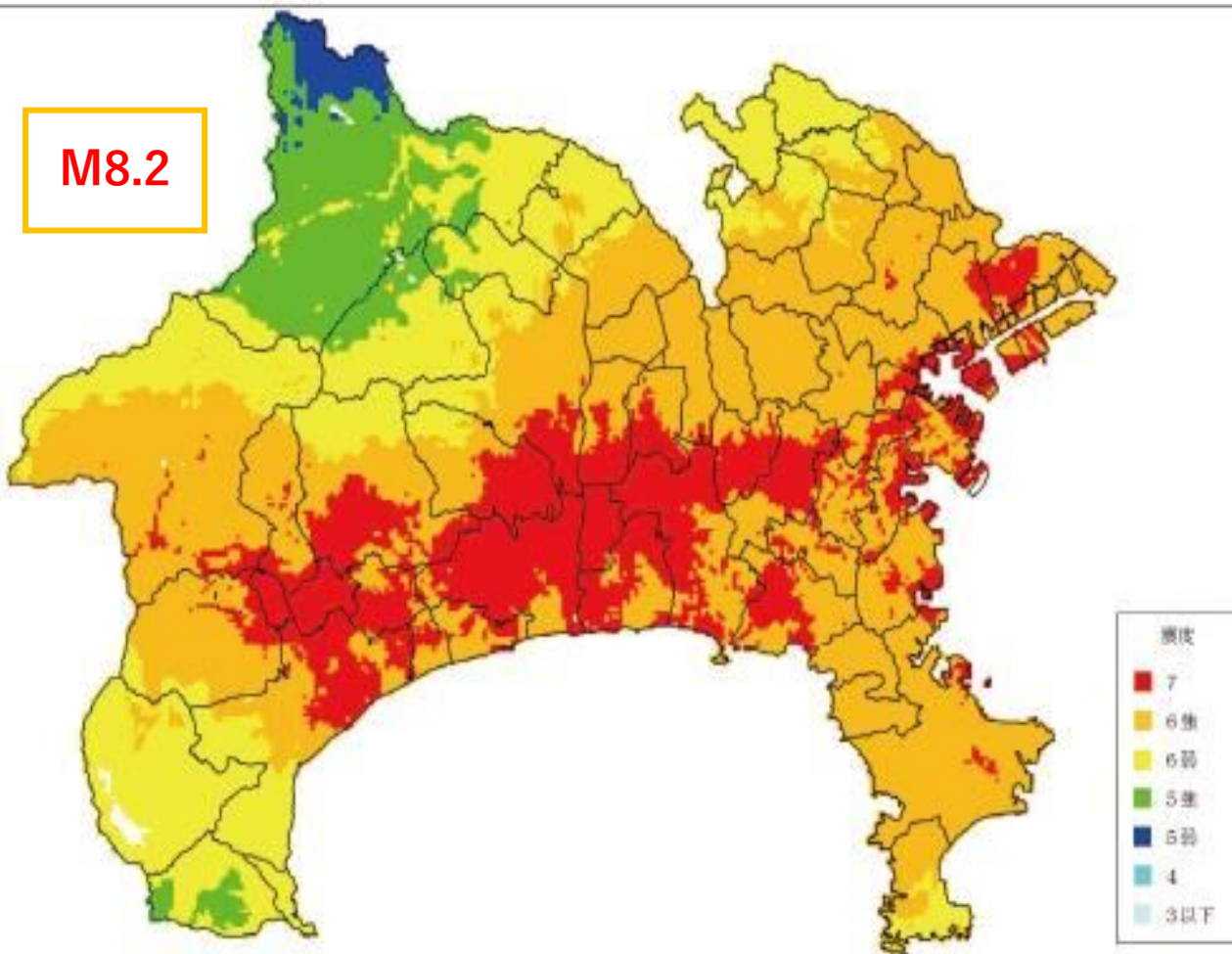
● 微地形区分図



大正型関東地震

最大規模！

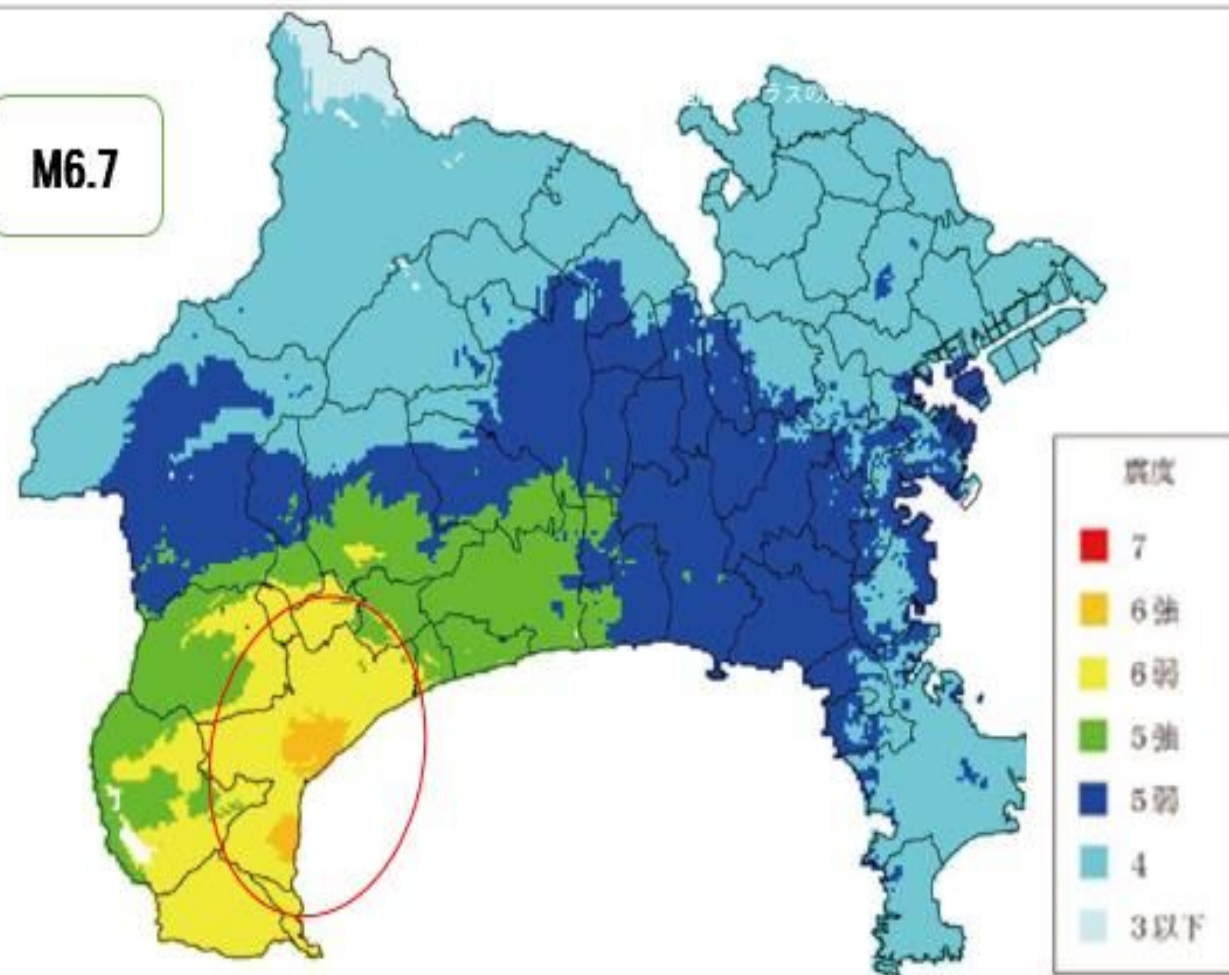
M8.2



神奈川県西部地震

発生確率が高い！

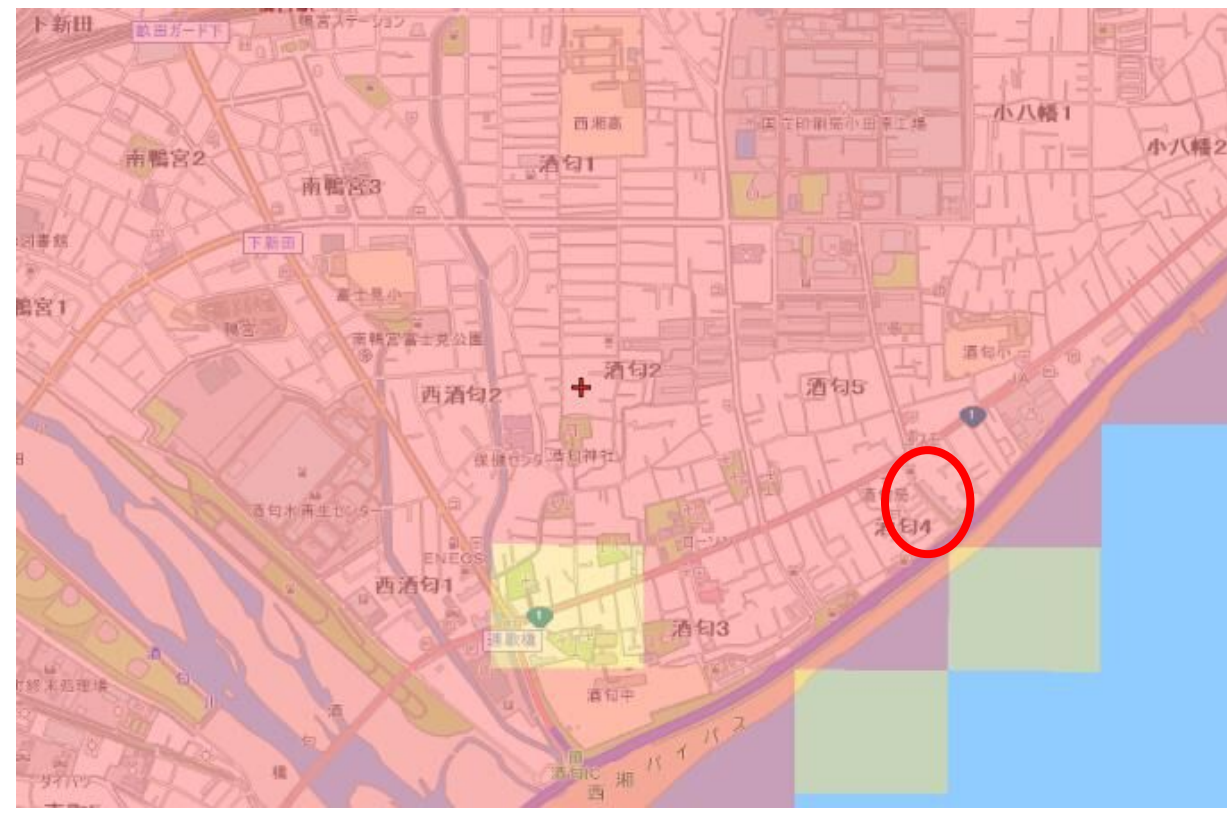
M6.7



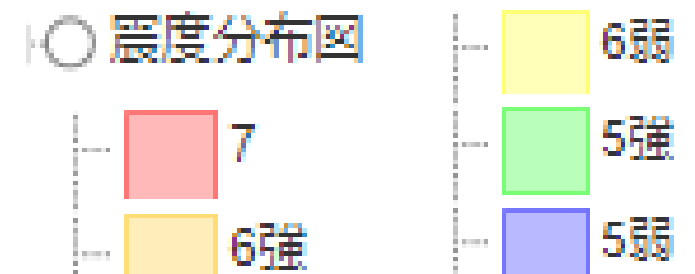
神奈川県西部地震及び大正型関東地震が及ぼす影響

○ 神奈川県西部地震の震度は、全域で震度 6 弱

○ 大正型関東地震の震度は、全域で震度7



※ 東日本大震災の時の小田原の震度は「震度 5 強」

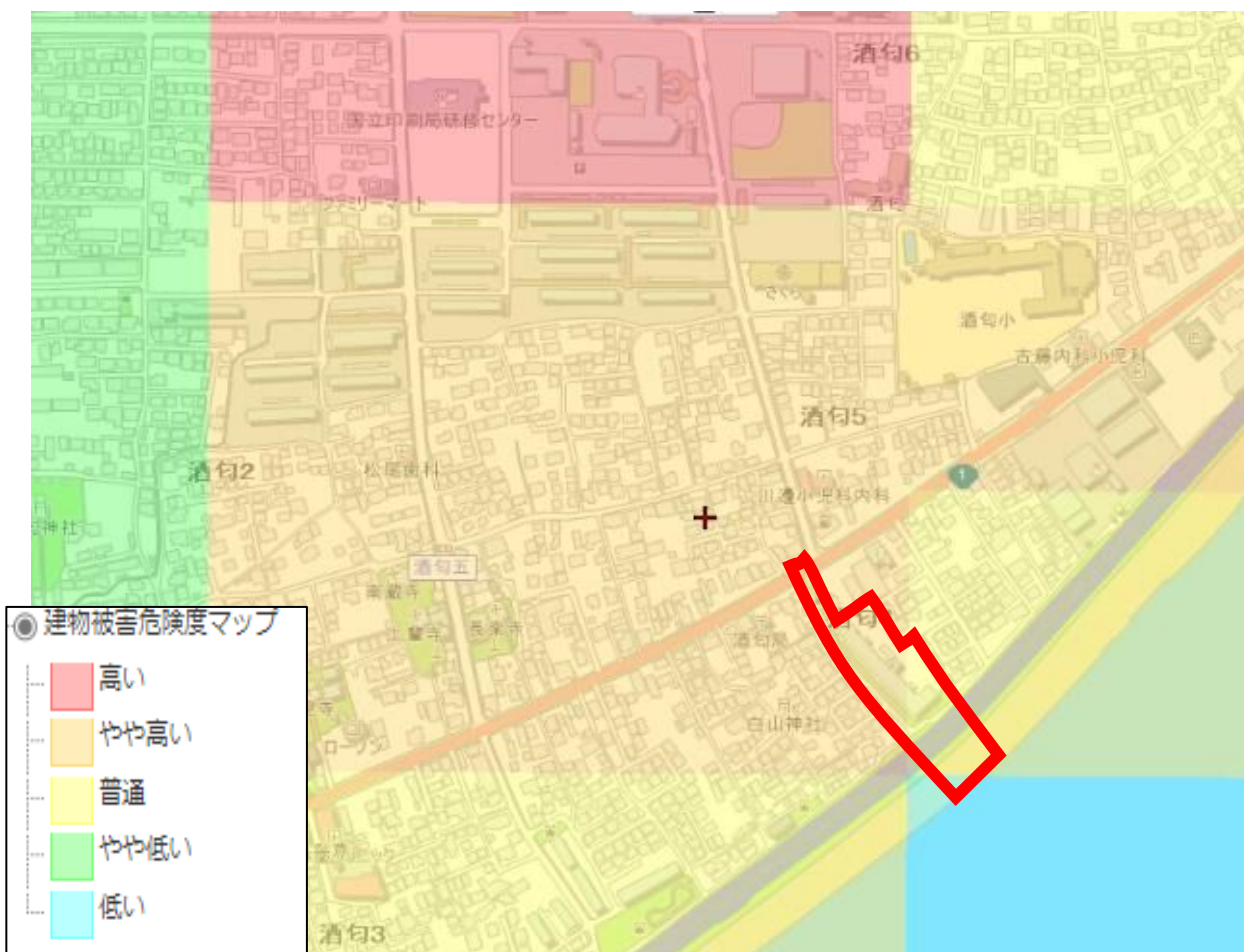


酒匂 15 区（ダイアパレス）の揺れやすさ・建物被害危険度の特性

○ 揺れやすさは「普通」

○ 建物被害危険度が「ふつう」か「やや高い」

※ 全般として、地震発生時に揺れは、やや低いか普通であり、建物被害は比較的少ない可能性
建物の耐震化は、新耐震基準以上なら倒壊を免れる可能性



酒匂15区（ダイアパレス）の建物火災危険度・液状化危険度の特性

○ 建物火災危険度は「やや高い」「高い」

○ 液状化危険度は「普通」「やや高い」

※ 地震発生時に火災が発生する可能性が「高いか、やや高い」ため、火災予防の徹底・火災発生時の初期消火について、地区住民で検討することが必要

※ 液状化の影響についても考慮が必要

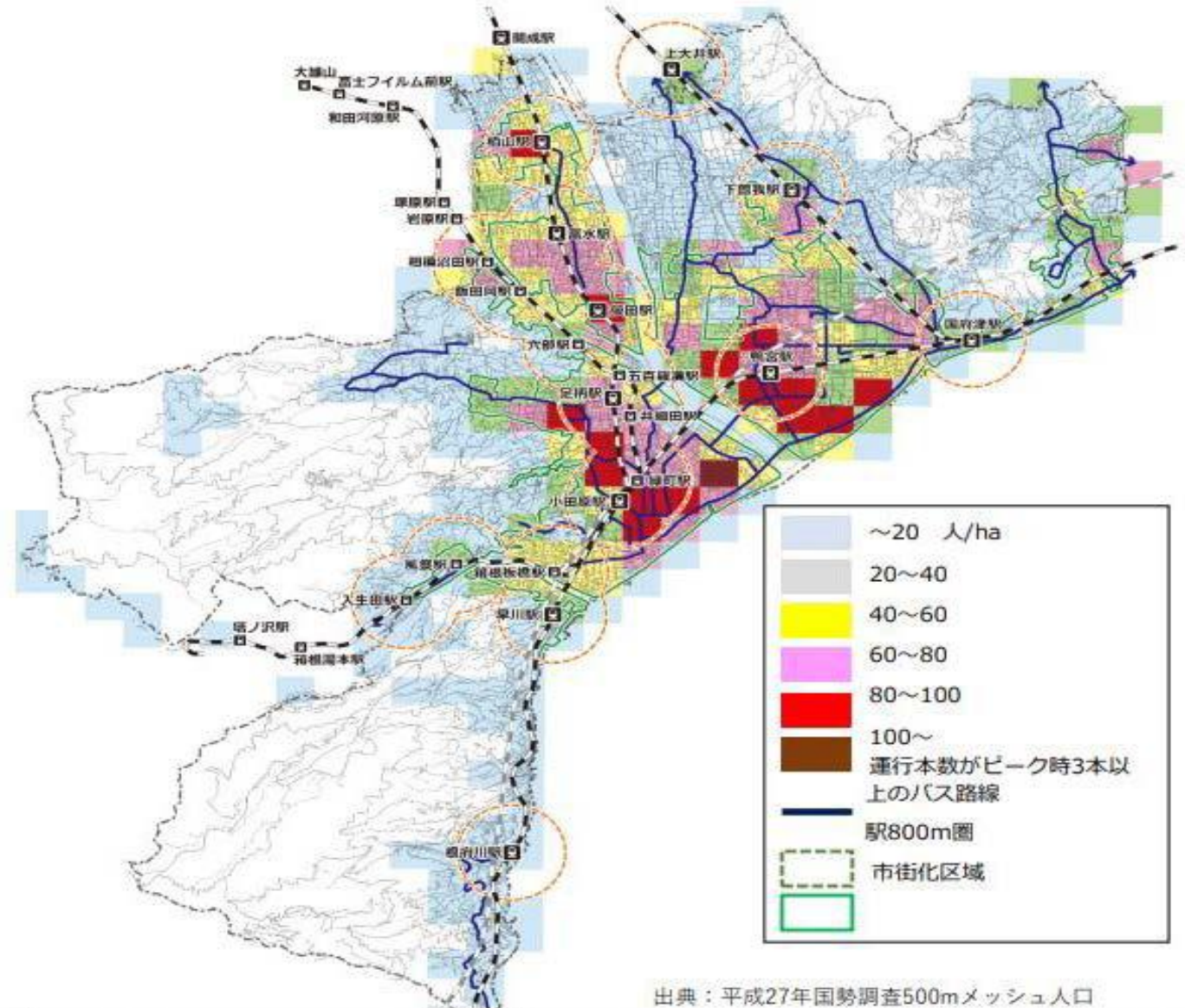


「酒匂15区自治会（ダイアパレス西湘南）の人口・世帯数の特性」・2026年現在

- ・ 地上8階建て、居住者：約180人
- ・ 世帯数：114世帯
- ・ 20歳未満：約20人（11%）
- ・ 20歳～65歳：約90人（50%）
- ・ 65歳以上：約70人（39%）

※ 高齢化率が高く、単身世帯が多い
要配慮者などに対する支援の態勢
について具体的な検討が必要

小田原市人口分布図



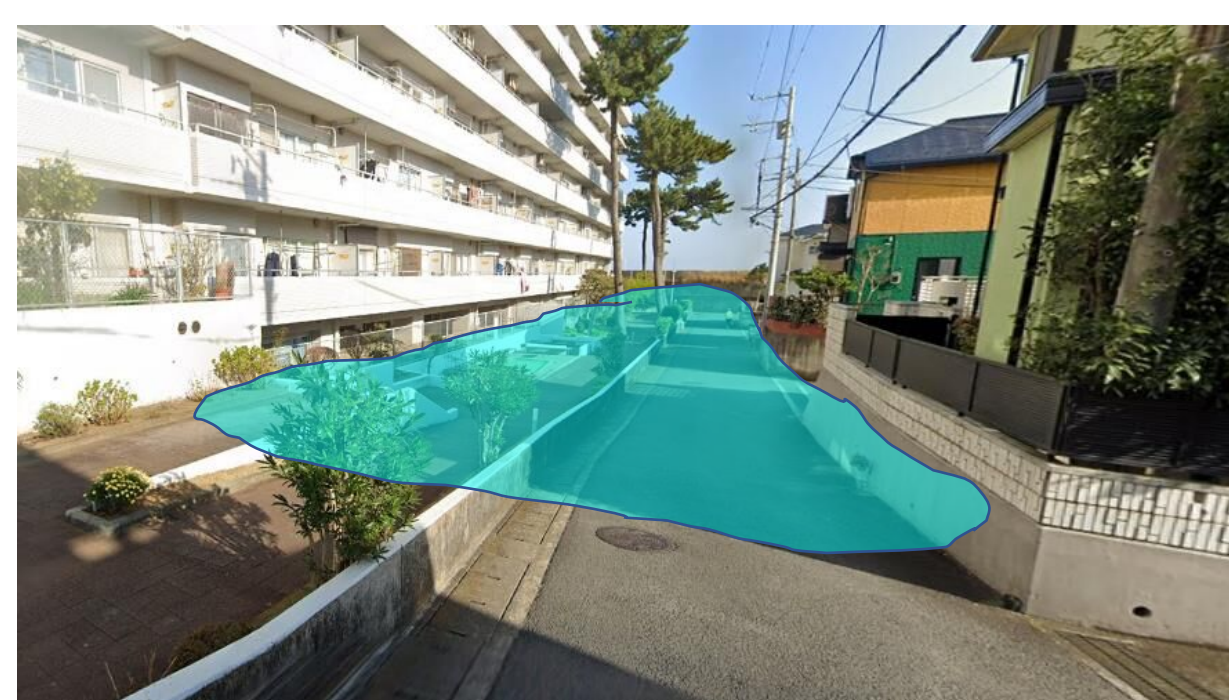
酒匂 1 5 区（ダイアパレス）の津波が及ぼす影響

- 想定津波は考えられる最大の津波が発生すると思われる「相模トラフ沿いの海溝型地震」 M 8. 7（最大震度 7）を使用。（防潮扉は空いている状況で計算）
- 酒匂・小八幡付近の津波は、防潮堤・西湘バイパスにより、内陸部への浸水は小さい！
- ダイアパレス付近は、南側半分くらいで、約 1 m ～ 2 0 c m の浸水の可能性
- ※ 下図の数字は「基準水位」で、津波が建物などにぶつかった時の水位（避難すべき高さの明確化）



ダイアパレスの津波発生時の避難の基準

- ハザードマップでは、ダイアパレス南側半分くらいで、約1 m～20 cmの浸水の可能性があるため1階の住民は2階以上に垂直避難
- 万が一のことを踏まえ、2階以下の住民は、3階以上に垂直避難



ダイパレスに高潮が及ぼす影響（津波よりも危険）

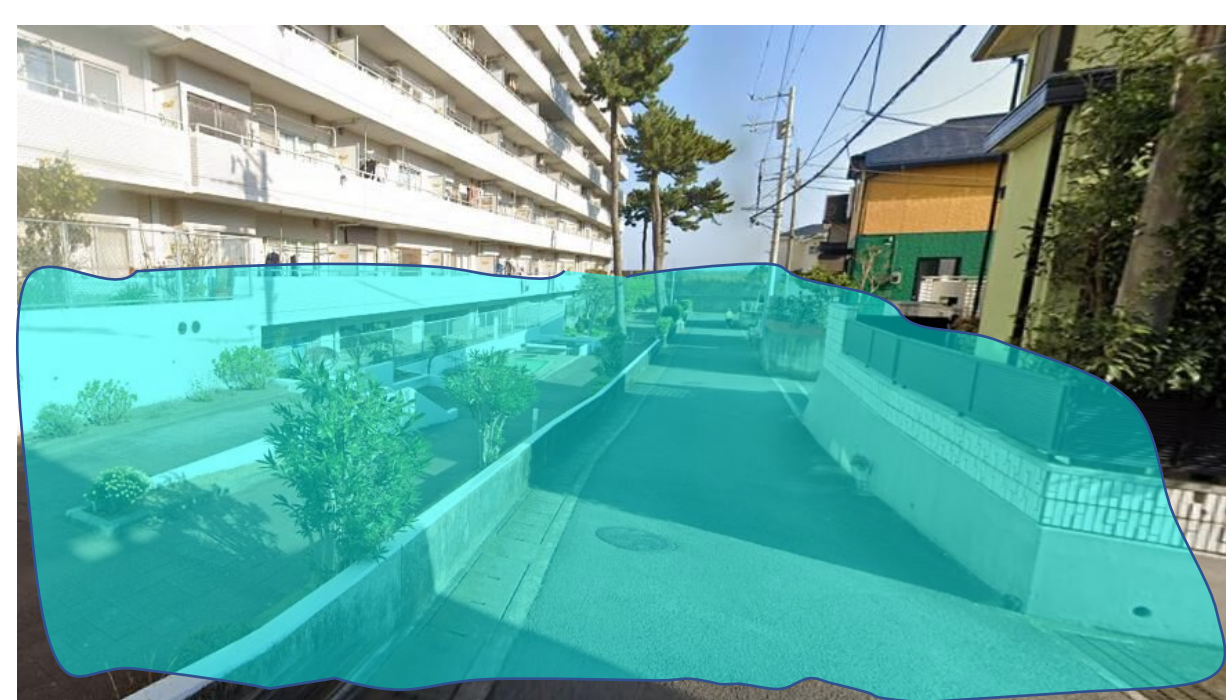
- 高潮は、マンションの南・西側で3～5 m、その他は1～3 m、北側の一部は1 m未満の浸水
- ※ 最大で3 m～5 mの浸水が予測されているので、1・2階の住民は3階以上に避難が必要！
- ※ 台風、特に、規模（気圧の低さ）、満潮時期などの情報を入手、事前に上階に避難！（車も考慮）

☐ 高潮浸水想定区域図（最大浸水深）



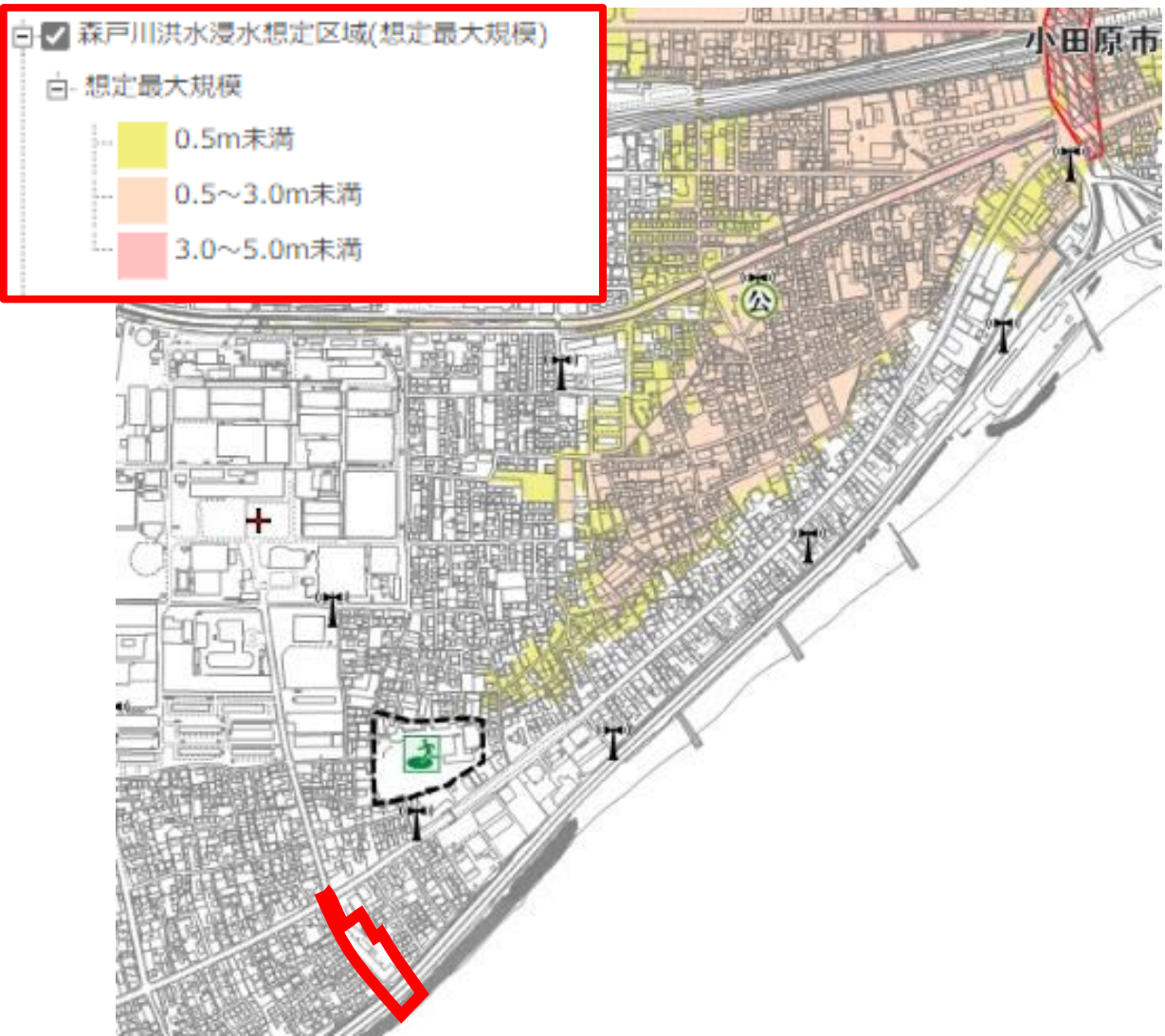
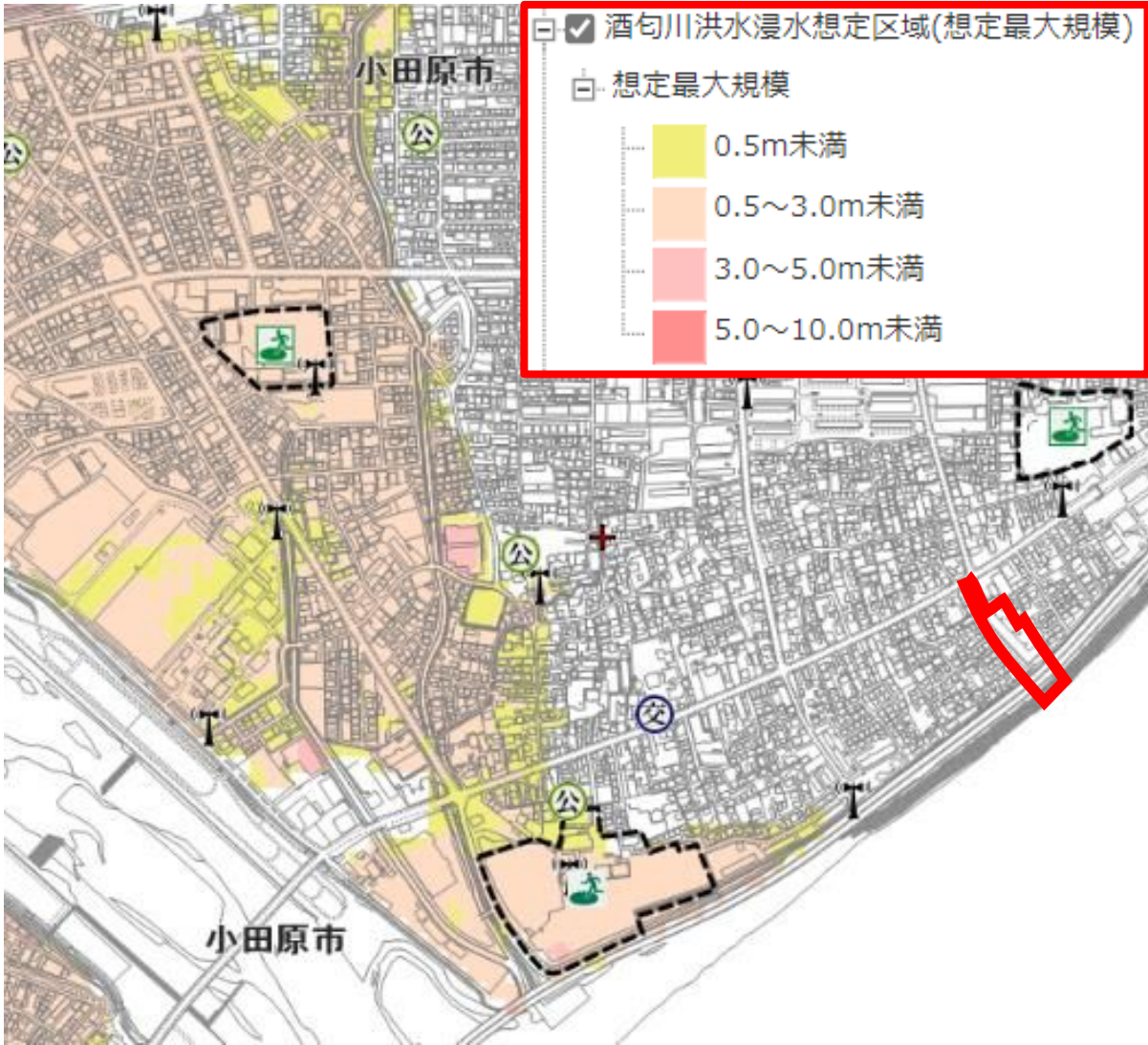
ダイアパレスの高潮発生時の避難の基準

- ハザードマップでは、ダイアパレス南側半分くらいで、約3 m～5 mの浸水の可能性があるため1・2階の住民は3階以上に垂直避難
- 万が一のことを踏まえ、3階の住民も3階以上に垂直避難



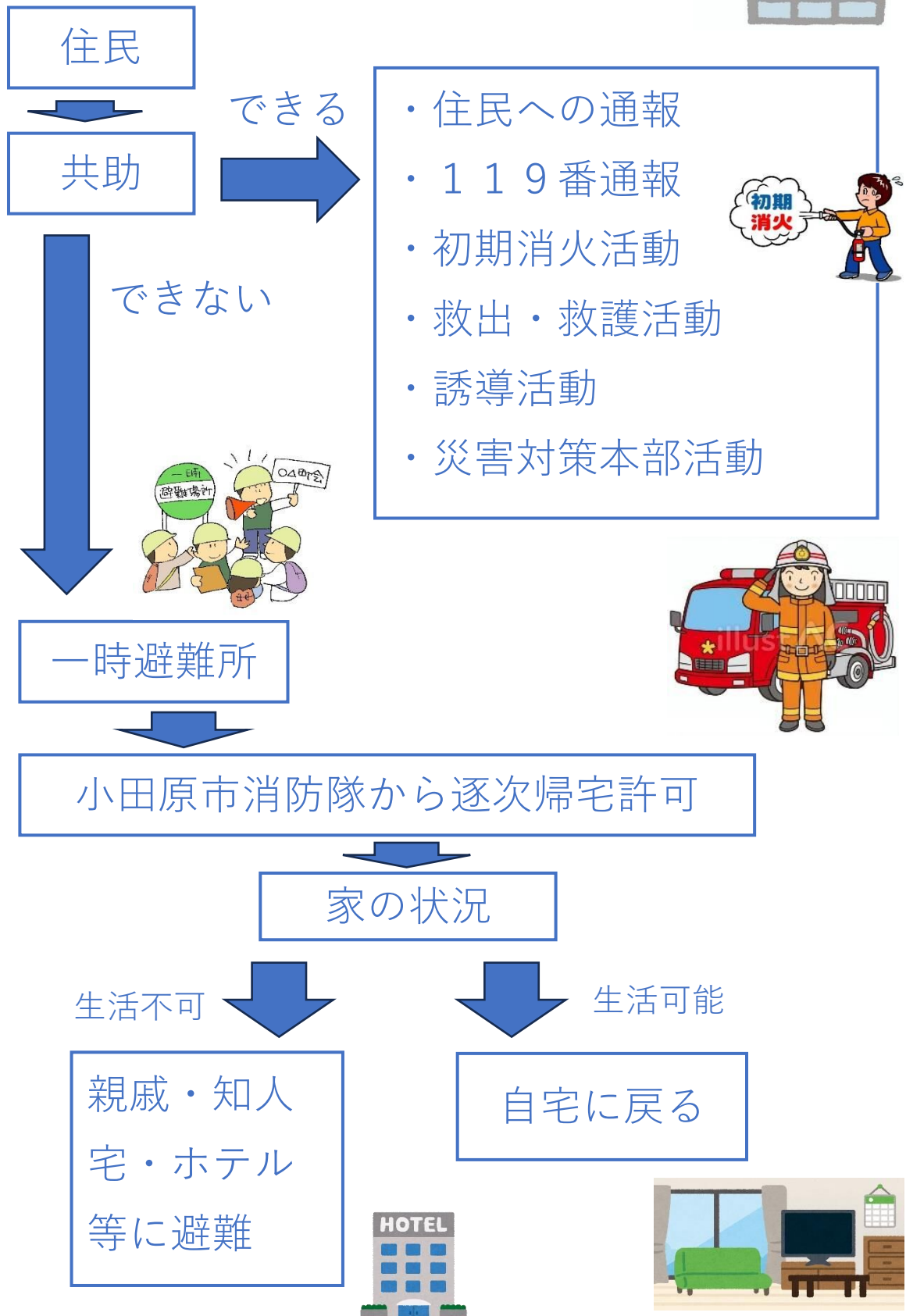
酒匂15区（ダイヤパレス）の土砂・洪水が及ぼす影響

- 平野部であり、土砂災害の影響は受けない。
- 洪水は、酒匂川・森戸川が氾濫した場合でも、浸水の影響を受けない。



火災発生時の行動

火災発生



①住民への通報

通報要領 大声・呼び鈴・放送・メガホン

前提

火災発生時、各居室に自動的に音声警報音が鳴る仕組みになっていない。



②119番通報

基本、聞かれたことに答えればよい。

- ・ 火事ですか？救急ですか？
- ・ 通報者の情報
- ・ 火災現場の住所
- ・ 状況の詳細
- ・ 救急の場合、症状や負傷者の状況
- ・ その他の情報

逃げ遅れた人の有無
現場の状況

<例>

火事です。

名前・電話番号

小田原市酒匂4-10-1ダイアパレス西湘南

〇〇号室のキッチンから出火。

逃げ遅れた人の有無、現在確認中です。



③初期消火活動

消火器の使い方	消火のコツ
1 安全ピンを抜く 	1 自らの安全を考え、逃げ口を背にして消火にあたる 
2 ホースをはずして火元に向ける 	2 立ち上がる炎や煙に惑わされず、火元を見極め、火元を消すよう噴射する 
3 レバーを強く握って噴射する 	3 消火器ではいったん火が消えても、再び燃え出すこともあるので、念のため水をかけて完全に消しておく 

天井に火が達したらすぐに避難しましょう

前提

マンションには、
初期消火の器材は消火器のみ

- ・ 1階通路3か所と集会室
- ・ 2階から7階通路 5カ所
- ・ 8階通路3か所
- ・ エレベータ機械室それぞれ1カ所
- ・ 屋外倉庫 1カ所



④救出・救護活動



負傷者等の発見

周囲の安全確保・搬送

意識の確認



意識あり



出血・怪我のチェック



怪我の処置
止血を試みる



意識なし



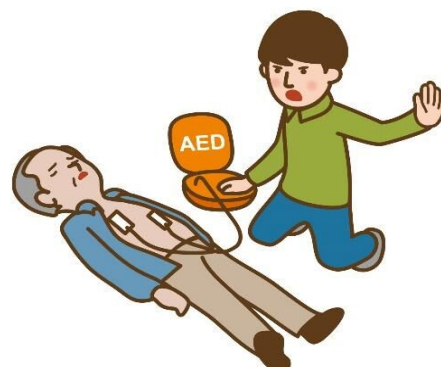
心肺蘇生開始

119番通報

AEDの使用

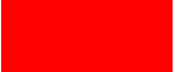
AED所在情報

- ・日産部品
- ・さがみ信金
- ・酒匂小学校



⑤誘導活動



 エリアの駐車車両の排除と交通統制を実施して、消防車両の進入を容易にする。

消防車両到着時に情報提供



避難者に対して、一時避難所への誘導

< 消防車到着時の情報提供例 >

火災現場〇〇号室

貯水槽の位置この位置、

連結送水管の位置あの位置

初期消火失敗、現在避難活動中

一時避難場所、ゴミ集積場付近に設置

この方向約〇〇m



⑥災害対策本部活動



約束事として、ゴミ集積所横の防災倉庫付近に災害対策本部と一時避難所を設置する。ふさわしくない場合は、移設する。

任務

- ・ 住民の掌握・安否確認
- ・ 情報収集
- ・ 消防隊への情報提供
(火災世帯の居住者数、逃げ遅れた人の情報
火災の状況等)
- ・ 消防隊からの情報受
消火活動情報
救出・救護情報
鎮火・鎮火後に関する情報
帰宅可能エリア情報
その他の情報
- ・ 住民等への情報提供



居住者様へ

火災・避難時の携行品

- ・貴重品
- ・連絡手段（スマホ等）
- ・タオル（有毒ガス防げない）



部屋の状態

- ・窓は閉める。（放水の水の侵入を防ぐ）
- ・玄関施錠するしないは各世帯任せ。
（防犯・消火活動・安否確認等を考慮
市消防本部指導受による。）



一時避難所へ集合し安否情報等を報告してください。
消防隊から許可が出るまでは部屋に戻らないでください。

その他、防災委員会での決定事項

- ・住人掌握用の用紙を作成
- ・住人掌握は部屋番号で実施する。
- ・要支援者世帯の掌握
（避難の際支援を必要とする世帯）
- ・管理人室の鍵所持者は、3名のみで変更しない。
（理事長・自治会長・防災理事）
- ・災害対策本部資材は防災倉庫と管理人室に
設置する。



地震発生時の行動

地震発生時避難行動の流れ

シェイクアウト



姿勢を低く



頭を守って



動かない

揺れがおさまったら



家族の安否確認
避難口の確保
情報収集テレビ等



避難する際
火の始末
ブレーカー落とす。



家族の安否確認

- ・災害用伝言ダイヤル171
- ・LINE
- ・アプリ等

避難口の確保

入浴時は入浴ドアを
トイレ使用時もドアを開ける。

震度 6 弱以上ですか

※震度 6 弱以上からマンションにダメージが出る可能性あり

いいえ

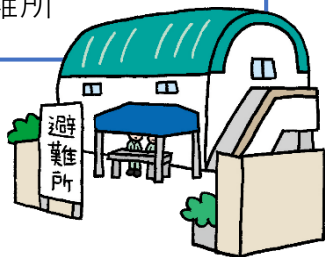
余震に注意して自宅
片付け等



余震・火災危険なし

生活不可

知人・親戚・ホテル
広域避難所



広域避難所へは、基本的に
食料等持ち込みです。

小田原市が準備する住居

特性

災害規模が大きいと公助
は、すぐに来ません。

はい

一時避難場所へ
ゴミ置き場横の防災倉庫周辺



共
助



災害対策本部活動

- ・ 情報収集 ⇒ 対処
人員の掌握
被害状況等
- ・ 救出救護活動
- ・ 初期消火活動
- ・ 自宅避難者支援



自助（自分の身は自分で守る） 共助（地域・自治会） 公助（行政）

防災委員会決定事項

- ・トイレ排水ルール

震度6弱以上の地震発生時は

下水管が破損している可能性があります

トイレを使用しないでください。

上層階で使用后

下層階で汚水が溢れ出る事が想定されています。

携帯トイレの使用をお願いします。

点検終了後、異常なければ使用可能です。



- ・ゴミ出しルール

市のごみ回収車両はしばらく来ないので

指示が出るまで、ゴミを出さないで下さい。

震災後もゴミ区分が守られていないと回収してくれません。



災害対策本部業務 (基本的に理事会役員)

- ・自宅避難世帯の掌握

- ・支援物資運搬支援 (基本、各世帯で支援物資の受領になります。)

※要支援者に対する運搬支援です。酒匂小学校から玄関まで。

- ・防犯パトロールの検討と実施する場合の運用

- ・住民への情報提供

ライフラインの復旧情報等

避難所・酒匂小の情報 (物資・風呂・洗濯等)

- ・その他必要とされる業務



※ 震度6弱以上の地震発生時は、理事会役員は指定場所へ集合する。

津波発生時の行動



津波、避難行動の流れ

地震発生

(震源地が遠くても津波が来る可能性があります。)

大きな揺れを感じたら



津波注意報・警報・**大津波警報**

海の中にいる人は、直ちに海から上がってください。

海岸、漁港、河口周辺から離れてください。

市からの避難指示を待たずに避難

垂直・水平避難

大津波警報が解除されるなど安全の確認が出来た。

生活不可

生活可能

知人・親戚・ホテル
広域避難所

自宅避難
通常の生活へ

広域避難所へは、基本的に食料等持ち込みです。

小田原市が準備する住居

共助



災害対策本部活動

- ・ 情報収集 ⇒ 対処
- ・ 人員の掌握
- ・ 被害状況等
- ・ 救出救護活動
- ・ 初期消火活動等



自助（自分の身は自分で守る）共助（地域・自治会）公助（行政）

居住者様へ

情報提供

- ・ **自家用車の避難**をお考えの方へ

市は、ダイナシティ・下府中連合と協定を締結しており、津波警報、大津波警報が発表された際、ダイナシティウエスト立体駐車場屋上階、店舗棟屋上階を避難場所として提供していただけることになっております。従って自家用車での避難も可能です。

- ・ 津波注意報・警報・大津波警報は、地震発生後、**約3分で発表**されます。
その後、**予想される津波の高さ、津波到達予想時刻**等の情報が発表されます。



下層階の居住者様へ

- ・ 垂直避難の際は、非常持ち出し袋を携行して避難してください。特に携帯トイレの携行をお願いします。



上層階の居住者様へ

- ・ 津波到達予想時間までに猶予があると判断した場合、
下記事項の共助が出来る方は、ご協力をお願いします。
- ・ 要支援者等の避難支援
- ・ 防災グッズの上層階運搬支援
(防災倉庫・ゴミ集積所・集会室にあります。)



防災委員会決定事項

・トイレ排水ルール

下層階が浸水した場合と配管が故障した恐れがある場合は、トイレを使用しないでください。

上層階で使用后

下層階で汚水が溢れ出る事が想定されています。

携帯トイレの使用をお願いします。

点検終了後、異常がなければ使用可能です。



・ゴミ出しルール

市のごみ回収車両はしばらく来ない事が予想されます。

指示が出るまで、ゴミを出さないで下さい。

災害後もゴミ区分が守られていないと回収してくれません。



災害対策本部業務 (基本的に理事会役員)

- ・ 自宅避難世帯・人員の掌握 (近隣住民等を含む)
- ・ 広域避難所との連携・小田原市との連携
- ・ 支援物資運搬支援 (基本、各世帯で支援物資の受領になります。)

※要支援者に対する運搬支援です。酒匂小学校から玄関まで。

- ・ 防犯パトロールの検討と実施する場合の運用
- ・ 住民への情報提供

ライフラインの復旧情報等

避難所・酒匂小の情報 (物資・風呂・洗濯等)

- ・ その他必要とされる業務

